

平成29年度第2回さいたま市不動産公売

公 売 広 報

公 売 日 平成30年2月22日(木)
公売の場所 武蔵浦和コミュニティセンター
サウスピア8階
第7、8、9集会室
開 場 時 間 午前9時40分から
説 明 時 間 午前10時40分から午前11時00分まで
入 札 時 間 午前11時00分から午前11時10分まで
開 札 時 間 午前11時10分から(入札締め切り後)
売却決定の日時 平成30年3月1日(木)午前10時00分
売却決定の場所 さいたま市役所6階 収納対策課 他
代金納付期限 平成30年3月15日(木)正午

さいたま市財政局債権整理推進部収納対策課

目 次

公売財産一覧.....	1
入札される方へ.....	3
公売手続の流れ.....	4
公売のしおり.....	5
小切手の注意事項.....	8
様式集.....	9
参考条文.....	13

公売が中止になった物件等について、さいたま市ホームページで随時情報を更新しますので、ご確認ください。

公売財産一覧

売却区分番号	見積価額（円）	財産種別	財産所在地	頁
	公売保証金（円）		住居表示	
さ不 1	20,000,000	区分所有建物	埼玉県戸田市大字新曾字稻荷 1526 番地 1	1 5
	2,000,000		—	
さ不 2	17,400,000	区分所有建物	埼玉県蕨市北町四丁目 3294 番地 1	1 9
	1,740,000		埼玉県蕨市北町四丁目 1 番 17 号	
さ不 3	10,700,000	土地付建物	さいたま市南区大字大谷口字明花南 3195 番地 13、3195 番 22	2 3
	1,070,000		—	
さ不 4	60,400,000	土地付建物	さいたま市中央区本町東二丁目 315 番地 1	2 7
	6,040,000		さいたま市中央区本町東二丁目 9 番 4 号	
さ不 5	23,200,000	土地付建物	さいたま市桜区大字在家字稻荷 121 番地 1	3 0
	2,320,000		—	
さ不 6	23,900,000	土地付建物	さいたま市桜区大字大久保領家字片町 170 番 7、10、172 番地 1、3	3 4
	2,390,000		—	
さ不 7	19,200,000	土地付建物	さいたま市大宮区桜木町三丁目 60 番地、67 番地	3 8
	1,920,000		—	
さ不 8	5,700,000	土地付建物	さいたま市西区大字佐知川字後谷 856 番地 4、857 番地 2、855 番 2、857 番 1	4 2
	570,000		—	
さ不 9	8,600,000	土地付建物	さいたま市北区日進町二丁目 1421 番地 6	4 7
	860,000		—	

売却区分番号	見積価額（円）	財産種別	財産所在地	頁
	公売保証金（円）		住居表示	
さ不 10	6,900,000	区分所有建物	さいたま市見沼区春野三丁目 1580 番地 180、2590 番地 4	50
	690,000		さいたま市見沼区春野三丁目 17 番 1 号	
さ不 11	8,300,000	土地付建物	さいたま市岩槻区大字馬込字貳番 374 番地 20	55
	830,000		—	
さ不 12	3,600,000	土地付建物	さいたま市見沼区堀崎町 200 番地 4	59
	360,000		—	
さ不 13	10,400,000	土地付建物	さいたま市岩槻区府内四丁目 1840 番地 5、 1840 番地 7	63
	1,040,000		さいたま市岩槻区府内四丁目 1 番 5 号	
さ不 14	8,800,000	土地付建物	さいたま市岩槻区上野六丁目 10 番 12	67
	880,000		—	
さ不 15	8,600,000	土地付建物	さいたま市岩槻区美幸町 6340 番地 2	71
	860,000		さいたま市岩槻区美幸町 1 番 23 号	
さ不 16	36,700,000	土地	さいたま市岩槻区美園東一丁目 28 番 26	75
	3,670,000		—	
岩不 1	2,100,000	区分所有建物	さいたま市岩槻区並木一丁目 2977 番地 2、 420 番地 1	78
	210,000		さいたま市岩槻区並木一丁目 28 番 1 号	

入札される方へ

- 1 入札に際しては、あらかじめ公売財産の現況等を確認し、登記簿を閲覧するなどした上で、入札してください。

土地の境界については、買受人が隣接地所有者と協議してください。

市は公売財産の引渡義務を負わないため、使用者又は占有者に対して明渡しを求める場合は、買受人が行うことになります。また、公売財産に隠れた瑕疵（かし）があっても市は担保責任を負いません。なお、土壌汚染やアスベストなどに関する専門的な調査は行っておりません。

- 2 入札の手続きなどは、本誌5頁以降の「公売のしおり」をご覧ください。

- 3 入札当日は、次のものが必要になりますので、持参してください。

(1) 公売保証金

現金又は銀行若しくは信用金庫振出しによる小切手（東京・横浜手形交換所管内のものに限る）で振出日が入札日より10日以内のもの（本誌8頁小切手の注意事項参照）

(2) 印章

個人が入札する場合は本人の印章（認印可、シャチハタ不可）

法人の代表者が入札する場合は代表者印

代理人が入札する場合は代理人の印章

(3) 委任状 ※代理人が入札する場合（本誌12頁参考書式参照）

(4) 買受適格証明書 ※公売財産が農地の場合（農業委員会が発行）

買受適格証明書の取得には日数を要する場合がありますので、余裕をもって申請してください。

- 4 公売財産によっては公売を中止する場合がありますので、入札前に公売中止の有無をお問い合わせください。

[問い合わせ先] 〒330-9588

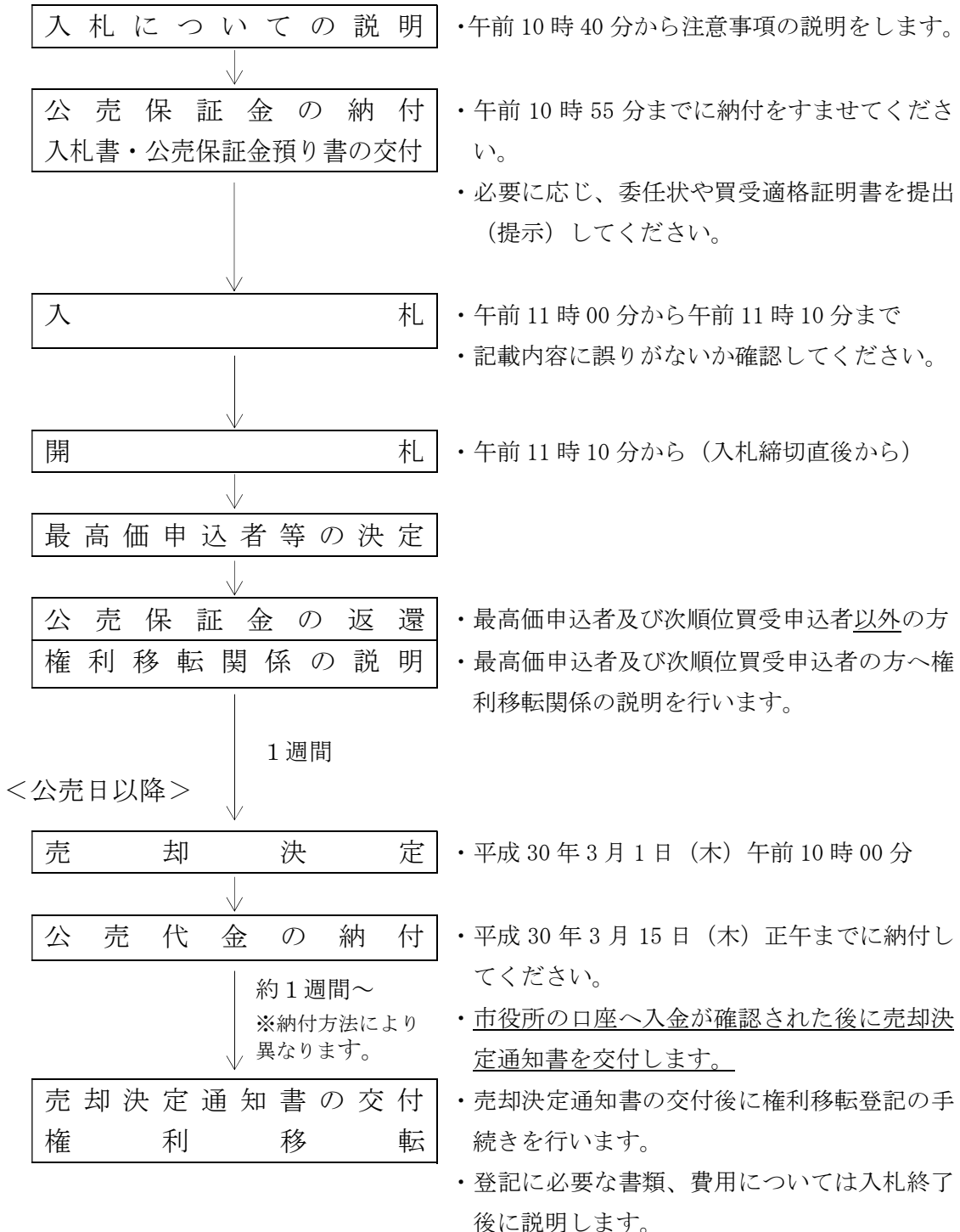
埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市財政局債権整理推進部収納対策課収納対策係

電話 048-829-1195 [直通]

公売手続の流れ

<公売当日>平成 30 年 2 月 22 日 (木)



公売のしおり

1 公売

公売は、地方税法が準用する国税徴収法に基づいて行われます。裁判所が民事執行法に基づいて行う不動産競売とは異なります。

2 公売参加資格

公売には原則として、定められた公売保証金を納付すれば、どなたでも参加することができます。

ただし、法令の規定により買受人になることや公売への参加が制限される場合があります。

①買受人の制限

公売財産の滞納者は、公売に参加することができません。間接的に滞納者が買い受ける可能性のある利害関係人も同様です。

また、国及び地方税務職員は公売に参加することができません。

②公売実施の適正化のための措置

公売への参加等を妨害した者、不正に連合した者、偽りの名義で入札等した者、買受代金を故意に納付しなかった者及び故意に公売財産を損傷した者は公売参加を制限される場合があります。

③公売財産が農地の場合において買受適格証明書を提示しない者

3 公売保証金の納付

公売保証金を納付した後でなければ、入札することはできません。

公売保証金は、現金又は銀行若しくは信用金庫振出しによる小切手（本誌8頁小切手の注意事項参照）で、公売日に公売会場で納付してください。

4 入札

(1) 入札書（本誌9頁記載例参照）は、公売保証金の納付と引換えに渡します。

(2) 入札書には、個人にあっては住民登録上の住所及び氏名を、法人にあっては商業登記上の所在地及び商号を記載してください。

なお、字体は鮮明に記載し、書き損じたときは訂正や抹消をせずに新たな入札書を請求し、使用してください。

(3) 一度提出した入札書は、入札時間内であっても、引換え、変更又は取消しをすることはできません。

(4) 同一人が、同一の売却区分番号の物件について、2枚以上の入札書を提出すると、その入札書はいずれも無効となります。

(5) 代理人が入札する場合は、入札に先立って代理権限を証する委任状（本誌12頁参考書式参照）を提出してください。

(6) 共同して入札する場合は、共同入札用の入札書（本誌10、11頁記載例参照）を使用し、共有者全員の住所（所在地）及び氏名（商号）並びにそれぞれの持分を記載してください。

5 開札の方法

開札は、入札締切直後から入札者の面前で行います。

ただし、入札者又はその代理人が開札の場所にいないときは、公売事務を担当していない職員が立ち会って開札します。

6 最高価申込者の決定

最高価申込者の決定は、公売財産の売却区分番号ごとに、入札書の「入札価額」欄に記載された金額が見積価額以上で、かつ、最高の価額である入札者に対して行います。

なお、決定後、最高価申込価額及び最高価申込者の氏名を公告します。

7 次順位買受申込者の決定

(1) 最高価申込者の入札価額に次ぐ高い価額（見積価額以上で、かつ、最高入札価額から公売保証金の額を控除した金額以上であるもの）による入札者から、次順位による買受の申込みがあるときは、その者を次順位買受申込者とします。次順位買受申込者は、

最高価申込者が買受代金を納付しなかった場合などに公売物件を買い受けることができます。

なお、次順位買受申込者が2名以上あるときは、くじで決定します。

- (2) 次順位買受申込者の決定は、公売財産の売却区分番号ごとに、入札書の「入札価額」欄に記載された金額により行います。

なお、決定後、次順位買受申込価額及び次順位買受申込者の氏名を公告します。

8 再度入札

開札の結果、入札者がいないとき、又は入札価額が見積価額に達しなかったときは、再度入札を行うことがあります。再度入札を行う場合は、その旨を告げて直ちに行います。

9 追加入札

開札の結果、最高価申込者となるべき入札者が2名以上いる場合は、その入札者の間で追加入札を行い、最高価申込者を決定します。追加入札の価額がなお同額のときは、くじで最高価申込者を決定します。

なお、追加入札の価額は、当初の入札価額以上としなければなりません。

また、追加入札をすべき者が入札をしなかった場合又は追加入札の価額が当初の入札価額に満たない場合は、その後2年間は公売の場所に入ることを制限し、入札させないことがあります。

10 公売保証金の返還

- (1) 最高価申込者及び次順位買受申込者とならなかった入札者が納付した公売保証金は、公売終了後直ちに返還します。公売保証金の返還を受ける入札者は、公売保証金納付の際に交付する公売保証金預り書を提出して請求してください。

- (2) 次順位買受申込者が納付した公売保証金は、最高価申込者による買受代金の納付後に返還します。公売後に、事前に返還請求書兼口座振込依頼書を提出いただき、そこに記載された口座に振り込みます。

- (3) 最高価申込者が納付した公売保証金は、返還事由が生じた場合に返還します。当該事由発生後に、返還請求書兼口座振込依頼書を提出いただき、そこに記載された口座に振り込みます。

11 売却決定

売却決定は、公売公告に記載した日時に、最高価申込者に対して行い、決定後は、その旨電話にて連絡します。なお、次順位買受申込者に対する売却決定は、国税徴収法第113条第2項に掲げる日に行います。

※売却決定通知書は、買受代金を納付し、市役所の口座へ入金を確認された後に交付するため、日数を要することがあります。

12 買受代金の納付

買受人は売却決定を受けた後、公売公告に記載した納付期限までに、次のいずれかの方法により、買受代金の全額を納付してください。なお、市役所の口座へ入金を確認されるまで一週間前後かかります。

①さいたま市役所に来庁のうえ、市役所内の銀行派出所において納付書で支払う

②さいたま市が指定した金融機関において納付書で支払う

ただし、その場合は市役所の口座への入金確認に時間がかかるため、所有権移転の登記手続きが遅れる場合があります。

13 権利取得の時期

買受人は、買受代金の全額を納付したときに、公売財産の権利を取得します。

買受代金納付後に生じた財産のき損、盗難、焼失等による損害の負担は、買受人が負うこととなります。ただし、農地については、農業委員会における許可又は届出の受理があったときに、権利を取得することとなります。

14 公売財産の引渡しの方法

さいたま市は引渡しの義務を負いません。財産の引渡しは、買受人が行うこととなります。

また、買受人は、公売財産に関する法規制や行政指導を遵守しなければなりませんので、ご確認のうえ入札ください。

15 権利移転に伴う費用

公売財産の権利移転に伴う費用（権利移転登記の登録免許税、固定資産税評価証明書の発行手数料等）は、買受人の負担となります。

16 権利移転手続

公売財産の所有権移転の登記手続は、市役所の口座へ買受代金の入金を確認された後、買受人の請求により、さいたま市が行います。

買受人は、買受代金納付後に、市役所に来庁のうえ、所有権移転登記請求書に必要書類を添えて提出してください。

買受人が、買受代金納付後、1か月以内に所有権移転の登記手続を請求しない場合は、原則、さいたま市は、所有権移転手続を行いません。

なお、公売財産が農地である場合は、農業委員会が発行する権利移転の許可書等が必要です。また、許可書発行に日数を要する場合がありますので、農業委員会へご確認ください。

※手続は、市役所の口座へ入金を確認された後となるため、代金納付の日に行うことはできません。また、代金納付が確認された後、配当計算書を作成し、関係者に配当計算書を送付するため、代金納付の確認後、10日前後の日数を要します。

17 売却決定の取消し

次に該当する場合は、売却決定を取り消します。

①買受代金の納付前に滞納市税の完納の事実が証明されたとき。なお、この場合は公売保証金を返還します。

②買受代金をその納付期限までに納付しないとき。

③国税徴収法第108条第2項の規定（公売実施の適正化のための措置、例えば、公売への参加等を妨害した者、不正に連合した者、偽りの名義で入札等をした者、買受代金を故意に納付しなかった者及び故意に公売財産を損傷した者により入札等が行われた場合）が適用されたとき。

18 買受申込等の取消し

買受代金の納付期限前に、滞納処分の続行の停止があった場合には、最高価申込者及び次順位買受申込者並びに買受人は、その停止されている間は、入札又は買受けを取り消すことができます。

19 公売保証金のさいたま市への帰属等

買受人が買受代金をその納付期限までに納付しないことにより売却決定が取り消された場合において、その者の納付した公売保証金は、公売に係る市税に充て、なお、残余がある場合には、これを滞納者に交付します。

また、国税徴収法第108条第2項の規定による処分を受けた者の納付した公売保証金は、さいたま市に帰属します。

小切手の注意事項

小 切 手

③ 支払地 東京都千代田区〇〇
株式会社〇〇銀行〇〇支店

金額 ④ ¥5,000,000※

⑤ 上記の金額をこの小切手と引換に持参人にお支払い下さい。

③ 株式会社〇〇銀行〇〇支店 支店長

⑥ 平成〇〇年〇月〇日

振出地 東京都千代田区〇〇

① 東京〇〇
〇〇〇-〇

② 銀行渡り

振出人 〇〇 〇〇 印

- ① 手形交換所の表示が「東京」もしくは「横浜」であること
- ② 線引きだけ、又はその中に「銀行渡り」又は「BANK CO」の表示があること
※特定の銀行名が記載されているものは不可
- ③ 同一の金融機関であること
- ④ 入札する物件の公売保証金の金額と同一であること
- ⑤ 「持参人にお支払いください。」の表示があること
- ⑥ 入札日の10日前までの日付であること（小切手法第29条）。
- ⑦ 裏面に入札者の住所、氏名が記載されていること。捺印は不要です。

(記載例)

入 札 書

平成 30 年 2 月 22 日

さいたま市長（さいたま市〇区長）様

下記のとおり入札します。

記

売却区分番号	入 札 価 額									
	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
さ不 1		¥	1	0	0	0	0	0	0	0

入 札 者	住 所 又は所在地	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号	
	ふりがな	さいたま	いちろう
	氏 名 又は名称	崎 玉 一 郎	
代 理 人	住 所 (役職名)	代理人が入札する場合の住所	
	ふりがな		
	氏 名	代理人が入札する場合の氏名 (委任状が必要)	

(注意事項)

- 1 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 2 代理人が入札する場合は、入札に先立って代理権限を証する書面を提出してください。
- 3 入札価額の頭部には、「金」又は「¥」の文字を付けてください。
- 4 書き損じたときは、訂正をしないで新たな入札書用紙を請求して書き直してください。
- 5 架空の名義又は他人の名義を使用しないでください。
- 6 提出した入札書の引換え、変更又は取消しはできません。

(記載例)

入 札 書 (共同入札用)

平成 30 年 2 月 22 日

さいたま市長 (さいたま市〇区長) 様

下記のとおり入札します。

記

売却区分番号	入 札 価 額									
	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
さ不 1		¥	1	0	0	0	0	0	0	0

共同入札者	住 所 又は所在地	さいたま市浦和区常盤 6 丁目 4 番 4 号	持 分 1 / 2
	ふりがな 氏 名 又は名称	さいたま いちろう (共同入札者代表) 崎 玉 一 郎	
代理人	住 所 (役職名)	代理人が入札する場合の住所	
	ふりがな 氏 名	代理人が入札場合の氏名 (委任状が必要)	

他の共同入札者は裏面のとおり

(注意事項)

- 1 字体は鮮明に、インク又はボールペンで書いてください。
- 2 代理人が入札する場合は、入札に先立って代理権限を証する書面を提出してください。
- 3 入札価額の頭部には、「金」又は「¥」の文字を付けてください。
- 4 書き損じたときは、訂正をしないで新たな入札書用紙を請求して書き直してください。
- 5 架空の名義又は他人の名義を使用しないでください。
- 6 提出した入札書の引換え、変更又は取消しはできません。

共同 入 札 者	住 所 又は所在地	さいたま市浦和区常盤1丁目1番1 号	持 分
	ふりがな 氏 名 又は名称	うらわ じろう ----- 浦 和 次 郎	1 / 4
代 理 人	住 所 (役職名)	代理人が入札する場合の住所	
	ふりがな 氏 名	代理人が入札する場合の氏名 (委任状が必要)	
共同 入 札 者	住 所 又は所在地	さいたま市大宮区大門町1丁目1番 地	持 分
	ふりがな 氏 名 又は名称	おおみや はなこ ----- 大 宮 花 子	1 / 4
代 理 人	住 所 (役職名)	代理人が入札する場合の住所	
	ふりがな 氏 名	代理人が入札する場合の氏名 (委任状が必要)	
共同 入 札 者	住 所 又は所在地		持 分
	ふりがな 氏 名 又は名称		
代 理 人	住 所 (役職名)		
	ふりがな 氏 名		

(参考書式)

委 任 状

平成 年 月 日

委任者

住 所

氏 名

印

電 話

携帯電話

私は、下記の者を代理人と定め、次の権限を委任します。

記

受任者

住 所

氏 名

電 話

携帯電話

委任事項

平成 30 年 2 月 22 日公売に関する

- 1 公売保証金の納付の権限
- 2 入札書の提出の権限
- 3 公売保証金の返還にかかる受領の権限
- 4 上記 1～3 に附帯する一切の権限

参考条文

国税徴収法抜粋

(買受人の制限)

第九十二条 滞納者は、換価の目的となつた自己の財産（第二十四条第三項（譲渡担保財産に対する執行）の規定の適用を受ける譲渡担保財産を除く。）を、直接であると間接であるとを問わず、買い受けることができない。国税庁、国税局、税務署又は税関に所属する職員で国税に関する事務に従事する職員は、換価の目的となつた財産について、また同様とする。

(公売)

第九十四条 税務署長は、差押財産を換価するときは、これを公売に付きなければならない。

2 公売は、入札又はせり売の方法により行わなければならない。

(公売実施の適正化のための措置)

第一百八条 税務署長は、次に掲げる者に該当すると認められる事実がある者については、その事実があつた後二年間、公売の場所に入ることを制限し、若しくはその場所から退場させ、又は入札等をさせないことができる。その事実があつた後二年を経過しない者を使用人その他の従業者として使用する者及びこれらの者を入札等の代理人とする者についても、また同様とする。

一 入札等をしようとする者の公売への参加若しくは入札等、最高価申込者等の決定又は買受人の買受代金の納付を妨げた者

二 公売に際して不当に価額を引き下げる目的をもつて連合した者

三 偽りの名義で買受申込みをした者

四 正当な理由がなく、買受代金の納付の期限までにその代金を納付しない買受人

五 故意に公売財産を損傷し、その価額を減少させた者

六 前各号に掲げる者のほか、公売又は随意契約による売却の実施を妨げる行為をした者

2 前項の規定に該当する者の入札等又はその者を最高価申込者等とする決定については、税務署長は、その入札等がなかつたものとし、又はその決定を取り消すことができるものとする。

3 前項の場合において、同項の処分を受けた者の納付した公売保証金があるときは、その公売保証金は、国庫に帰属する。この場合において、第一百条第六項(公売保証金の返還)の規定は、適用しない。

4 税務署長は、第一項の規定の適用に関し必要があると認めるときは、入札者等の身分に関する証明を求めることができる。

(不動産等の売却決定)

第百十三条 税務署長は、不動産等を換価に付するときは、公売期日等から起算して七日を経過した日(以下「売却決定期日」という。)において最高価申込者に対して売却決定を行う。

2 次順位買受申込者を定めている場合において、次の各号の一に該当する処分又は行為があつたときは、税務署長は、当該各号に掲げる日において次順位買受申込者に対して売却決定を行う。

一 税務署長が第百八条第二項(最高価申込者等の決定の取消し)の規定により最高価申込者に係る決定の取消しをしたとき。 当該最高価申込者に係る売却決定期日

二 最高価申込者が次条の規定により入札の取消しをしたとき。 当該入札に係る売却決定期日

三 最高価申込者である買受人が次条の規定により買受けの取消しをしたとき。 当該取消しをした日

四 税務署長が第百十五条第四項(売却決定の取消し)の規定により最高価申込者である買受人に係る売却決定の取消しをしたとき。 当該取消しをした日

(買受代金の納付の効果)

第百十六条 買受人は、買受代金を納付した時に換価財産を取得する。

2 徴収職員が買受代金を受領したときは、その限度において、滞納者から換価に係る国税を徴収したものとみなす。

(国税の完納による売却決定の取消し)

第百十七条 税務署長は、換価財産に係る国税の完納の事実が買受人の買受代金の納付前に証明されたときは、その売却決定を取り消さなければならない。

(売却決定通知書の交付)

第百十八条 税務署長は、換価財産(有価証券を除く。)の買受人がその買受代金を納付したときは、売却決定通知書を買受人に交付しなければならない。ただし、動産については、その交付をしないことができる。

(権利移転に伴う費用の負担)

第百二十三条 第百二十条第二項(有価証券の裏書等の代位)の規定による手続に関する費用及び第百二十一条(権利移転の登記の嘱託)の規定による嘱託に係る登記の登録免許税その他の費用は、買受人の負担とする。

物件明細書

売却区分番号	さ不1	見積価額	¥20,000,000
		公売保証金	¥2,000,000
財産の表示			
1 (一棟の建物の表示)			
所 在	戸田市大字新曾字稲荷 1526番地1		
建物の名称	ライオンズマンション北戸田		
構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根6階建		
床 面 積	1階	699.98㎡	
	2階	710.88㎡	
	3階	710.88㎡	
	4階	602.65㎡	
	5階	486.63㎡	
	6階	379.13㎡	
 (敷地権の目的である土地の表示)			
土地の符号	1		
所在及び地番	戸田市大字新曾字稲荷1526番1		
地 目	宅地		
地 積	1857.00㎡		
 (専有部分の建物の表示)			
家屋番号	新曾 1526番1の101		
建物の名称	101		
種 類	居宅		
構 造	鉄筋コンクリート造1階建		
床 面 積	1階部分	63.62㎡	
 (敷地権の表示)			
土地の符号	1		
敷地権の種類	所有権		
敷地権の割合	345171分の6734		
以上登記簿による表示			
物件の位置	JR埼京線「北戸田」駅下車、徒歩約8分		

公法上の規制	第1種中高層住居専用地域 基準建ぺい率 70% 基準容積率 200% 指定建ぺい率 60% 指定容積率 200% 準防火地域 第1種高度地区 日影規制(4h-2.5h/10m) 新曽第一土地区画整理事業区域内	
接道状況	西側 幅員約9m 舗装市道にほぼ等高で接面。 南側 幅員約6m 舗装市道にほぼ等高で接面。 東側 幅員約6m 舗装市道にほぼ等高で接面。	
物件の概況	地 勢	ほぼ平坦地
	画地条件	西側 間口約34m 奥行約50m
	形 状	長方形地
使用状況等	6階建てマンションの1階101号室。角部屋。 所有者が居宅として使用中。 【マンションの概要】 総戸数：58戸 開口部：西、南側 間取り：4LDK(推定) 施行会社：前田建設工業株式会社 管理会社：株式会社大京アステージ 北関東支店 建築年月：平成6年10月 設 備：エレベーター有り 駐車場有り 管理費：月額15,800円 修繕積立金：月額10,100円 専庭使用料：月額 640円 平成29年7月14日現在、管理費等未納無し。未納管理費等が発生した場合、買受人に承継される。	
特記事項	上下水道、都市ガス整備済み。	
[注意事項] ア 公売財産の面積等は、公簿上によるものです。 イ 公売財産内の動産等の処理については、所有者と協議すること。		

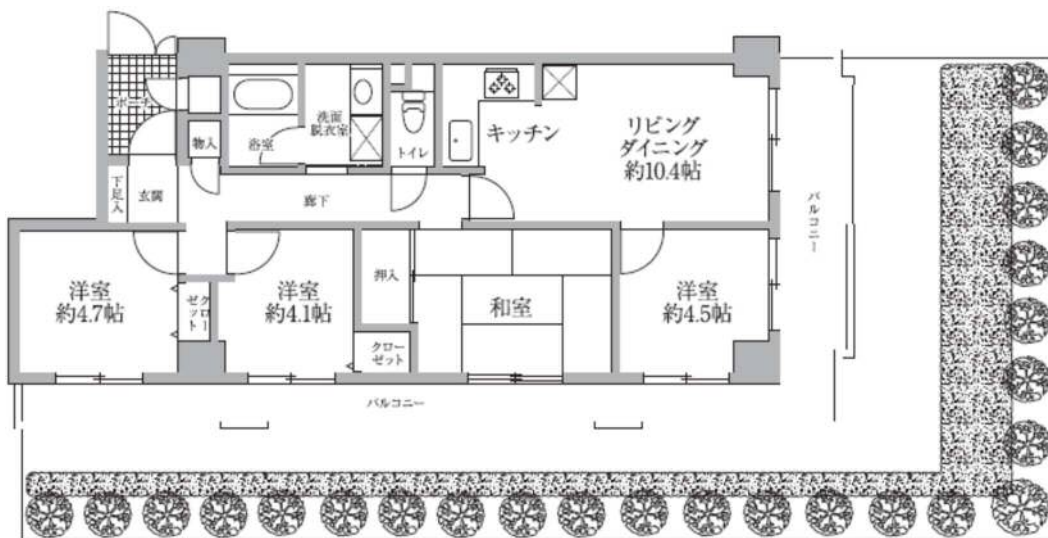
売却区分番号

さ不1

所在図



間取り図



※図面と現況が異なる場合は現況を優先とします。

売却区分番号

さ不1



物件明細書

売却区分番号	さ不2	見積価額	¥17,400,000
		公売保証金	¥1,740,000
財産の表示			
1 (一棟の建物の表示)			
所 在	蕨市北町四丁目 3294番地1		
建物の名称	グリーンミュキ蕨北町		
構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根7階建		
床 面 積	1階	568.15㎡	
	2階	684.69㎡	
	3階	684.69㎡	
	4階	625.32㎡	
	5階	547.90㎡	
	6階	405.81㎡	
	7階	386.40㎡	
(敷地権の目的である土地の表示)			
土地の符号	1		
所在及び地番	蕨市北町四丁目3294番1		
地 目	宅地		
地 積	1709.08㎡		
(専有部分の建物の表示)			
家屋番号	北町四丁目 3294番1の402		
建物の名称	402		
種 類	居宅		
構 造	鉄筋コンクリート造1階建		
床 面 積	4階部分	64.18㎡	
(敷地権の表示)			
土地の符号	1		
敷地権の種類	所有権		
敷地権の割合	330683分の6889		
以上登記簿による表示			

物件の位置	J R 京浜東北線「蕨」駅下車、徒歩約 16 分	
公法上の規制	<p>第一種住居地域</p> <p>基準建ぺい率 70% 基準容積率 200%</p> <p>指定建ぺい率 60% 指定容積率 200%</p> <p>準防火地域 日影規制 (4h - 2.5h / 4m) 埼玉県景観計画 (建物の規模等) により景観形成基準等を満たす必要がある。</p>	
接道状況	<p>北側 幅員約 8.0m 舗装市道に概ね等高で接面。</p> <p>西側 幅員約 7.7m 舗装市道に概ね等高で接面。</p>	
物件の概況	地 勢	平坦地
	画地条件	西側 間口約 38.5m 奥行約 42.5m
	形 状	ほぼ長方形地
使用状況等	<p>7階建てマンションの4階402号室。</p> <p>所有者が居宅として使用中 (推定)。</p> <p>【マンションの概要】</p> <p>総戸数：49戸 開口部：西側</p> <p>間取り：3LDK (推定)</p> <p>売 主：株式会社ミユキハウジング</p> <p>施行会社：株式会社本間組 東京支店</p> <p>管理会社：株式会社ライフポート西洋 北関東営業所</p> <p>建築年月：平成17年9月</p> <p>仕上げ：天井、壁 ビニールクロス貼、化粧鋼板等 (推定)</p> <p>床 タイル貼300角、フローター貼、CFシート等 (推定)</p> <p>設 備：ユニットバス (1418) 給湯器20号 (追い炊き式)</p> <p>エレベーター1基 (9人乗り) 駐車場49台分設置</p> <p>駐輪場74台分設置 バイク置き場6台</p> <p>宅配ロッカー有り 設備は全て推定</p> <p>管理費：月額10,200円 修繕積立金：月額11,960円</p> <p>町会費：月額250円 ケーブルテレビ利用料：月額500円</p> <p>平成29年7月20日現在、管理費等未納無し。未納管理費等 (遅延損害金含む) が発生した場合、買受人に承継される。</p>	
特記事項	上下水道、都市ガス整備済み。	
[注意事項]	<p>ア 公売財産の面積等は、公簿上によるものです。</p> <p>イ 公売財産内の動産等の処理については、所有者と協議すること。</p>	

売却区分番号

さ不2

所在図



間取り図



※図面と現況が異なる場合は現況を優先とします。

売却区分番号

さ不2



物件明細書

売却区分番号	さ不3	見積価額	¥10,700,000
		公売保証金	¥1,070,000
財産の表示			
1 所在地	さいたま市南区大字大谷口字明花南		
地番	3195番13		
地目	宅地		
地積	82.60㎡		
2 所在地	さいたま市南区大字大谷口字明花南		
地番	3195番22		
地目	公衆用道路		
地積	20㎡		
3 所在地	さいたま市南区大字大谷口字明花南 3195番地13		
家屋番号	3195番13		
種類	居宅 車庫		
構造	木・鉄筋コンクリート造セメント瓦・亜鉛メッキ鋼板葺 地下1階付3階建		
床面積	1階	45.92㎡	
	2階	37.26㎡	
	3階	12.42㎡	
	地下1階	13.65㎡	
以上登記簿による表示			
物件の位置	J R 京浜東北線「南浦和」駅から国際興業バス「二十三夜」バス停下車、徒歩7分		
公法上の規制	市街化区域 第一種中高層住居専用地域 基準建ぺい率 60% 基準容積率 200% 指定建ぺい率 60% 指定容積率 200% 準防火地域 道路・隣地斜線制限有り 日影規制 (4h - 2.5h/4m) 高度地区 (15m)		
接道状況	北側 現況幅員約4.0m 舗装私道 (位置指定道路番号昭和44年10月17日第766号、建築基準法42条1項5号道路) に等高で接面		
物件の概況	地勢	ほぼ平坦地	
	画地条件	北側 間口 約6.0m 奥行 約13.8m	

	形 状	長方形地
使用状況等	<p>対象物件 1 対象物件 3 の敷地として使用中。</p> <p>対象物件 2 公衆用道路として使用中。</p> <p>対象物件 3 所有者が居宅として使用中。</p> <p>【建物の概要】 設計者：倉澤建築設計事務所 工事施行者：有限会社 倉澤工務店 建築年月：昭和 6 1 年 1 1 月</p>	
特記事項	上下水道、都市ガス整備済み。	
<p>[注意事項] ア 公売財産の面積等は、公簿上によるものです。</p> <p>イ 境界は、隣接地所有者と協議すること。</p> <p>ウ 公売財産内の動産等の処理については、所有者と協議すること。</p>		

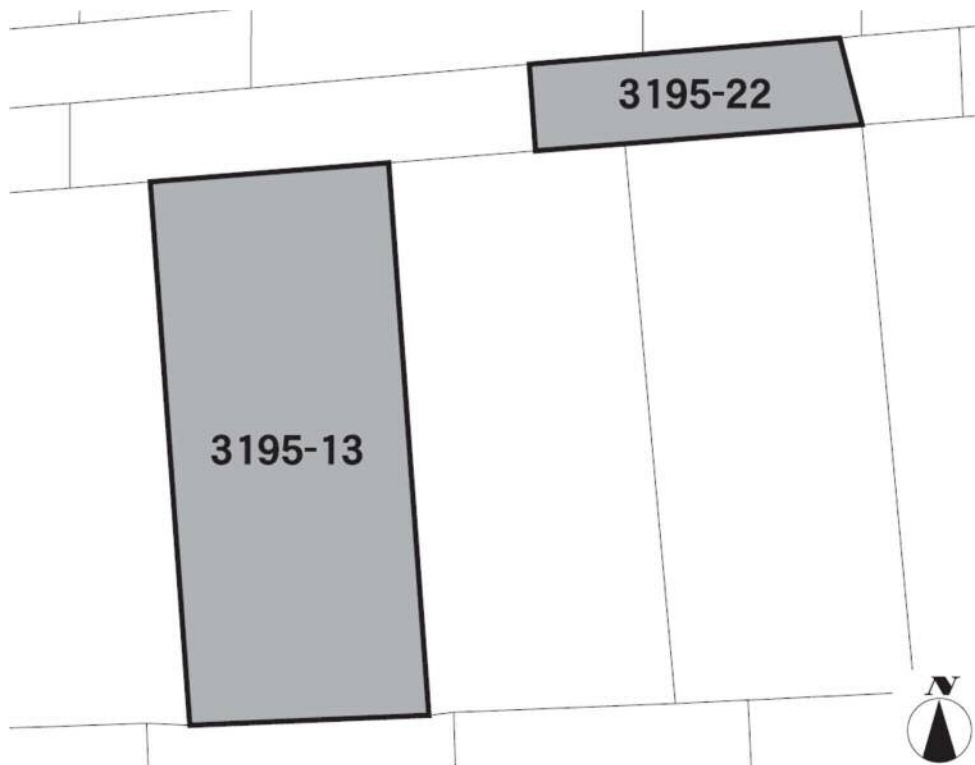
売却区分番号

さ不3

所在図



区画図



※図面と現況が異なる場合は現況を優先とさせていただきます。

売却区分番号

さ不3



物件明細書

売却区分番号	さ不4	見積価額	¥60,400,000
		公売保証金	¥6,040,000
財産の表示			
<p>1 所在地 さいたま市中央区本町東二丁目 地番 315番1 地目 宅地 地積 324.88㎡</p> <p>2 所在地 さいたま市中央区本町東二丁目 315番地1 家屋番号 315番1 種類 居宅 構造 木造スレート葺2階建 床面積 1階 110.75㎡ 2階 72.87㎡</p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>			
物件の位置	JR埼京線「与野本町」駅下車、徒歩5分		
公法上の規制	市街化区域 第二種中高層住居専用地域 基準建ぺい率 60% 基準容積率 200% 指定建ぺい率 60% 指定容積率 200% 準防火地域 日影規制(4h-2.5h/4m) 高度地区(20m)		
接道状況	南側 幅員約6.0m 舗装市道(建築基準法42条1項1号道路)にほぼ等高で接面 西側 幅員約4.0m 舗装市道(建築基準法42条1項1号道路)にほぼ等高で接面		
物件の概況	地勢	平坦地	
	面地条件	南側 間口 約5.7m 奥行 約22.5m	
	形状	南西端が大きく欠けた不整形地で二方路地	
使用状況等	対象物件1 対象物件2の敷地として使用中。 対象物件2 所有者が居宅として使用中。 建築年月：平成11年2月		
特記事項	上下水道、都市ガス整備済み。		
[注意事項] ア 公売財産の面積等は、公簿上によるものです。 イ 境界は、隣接地所有者と協議すること。 ウ 公売財産内の動産等の処理については、所有者と協議すること。			

売却区分番号

さ不4

所在図



区画図



※図面と現況が異なる場合は現況を優先とさせていただきます。

売却区分番号

さ不4



物件明細書

売却区分番号	さ不5	見積価額	¥23,200,000
		公売保証金	¥2,320,000
財産の表示			
1	所在地	さいたま市桜区大字在家字稻荷	
	地番	121番1	
	地目	宅地	
	地積	747.40㎡	
2	所在地	さいたま市桜区大字在家字稻荷 121番地	
	家屋番号	121番	
	種類	居宅	
	構造	木造瓦葺平家建	
	床面積	106.93㎡	
3	所在地	さいたま市桜区大字在家字稻荷 121番地1	
	家屋番号	121番1	
	種類	店舗	
	構造	木造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	
	床面積	114.27㎡	
以上登記簿による表示			
物件の位置	J R 埼京線「与野本町」駅から国際興業バス「在家橋通り」バス停下車、徒歩6分		
公法上の規制	<p>市街化調整区域</p> <p>基準建ぺい率 70% 基準容積率 160%</p> <p>指定建ぺい率 60% 指定容積率 200%</p> <p>景観保全区域</p> <p>対象地は平成11年8月16日付で既存宅地の確認を取っている（第110030号、面積747.40㎡にて）</p> <p>埋蔵文化財包蔵地（在家稻荷遺跡 所在地：桜区大字在家、大字宿 地目：畑・水田・宅地 種別：集落跡 時代：古墳（後）、奈良、平安 出土品：土師器、須恵器）</p>		
接道状況	<p>西側 幅員約4.0m 舗装市道（A-300号線、建築基準法42条1項1号道路）に等高で接面</p> <p>北側 幅員約4.0m 舗装市道（A-301号線、建築基準法42条1項1号道路）に等高で接面</p>		

物件の概況	地 勢	ほぼ平坦地
	画地条件	西側 間口 約27.0m 奥行 約25.5m～27.5m 北側 間口 約26.0m 奥行 約25.5m～28.5m
	形 状	ほぼ長方形の角画地
使用状況等	<p>対象物件1 対象物件2, 3の敷地として使用中。</p> <p>対象物件2 所有者が居宅として使用中。 【建物の概要】 仕上げ：屋根 瓦葺 外壁 板貼り等 建築年月：昭和48年10月</p> <p>対象物件3 所有者が店舗として使用中。 【建物の概要】 仕上げ：屋根 亜鉛メッキ鋼板葺 外壁 吹付タイル等 建築年月：不明</p>	
特記事項	<p>上下水道整備済み、都市ガス無し。</p> <p>対象物件2には滅失登記未了と推定される附属建物の登記が確認されている。</p>	
[注意事項]	<p>ア 公売財産の面積等は、公簿上によるものです。</p> <p>イ 境界は、隣接地所有者と協議すること。</p> <p>ウ 公売財産内の動産等の処理については、所有者と協議すること。</p>	

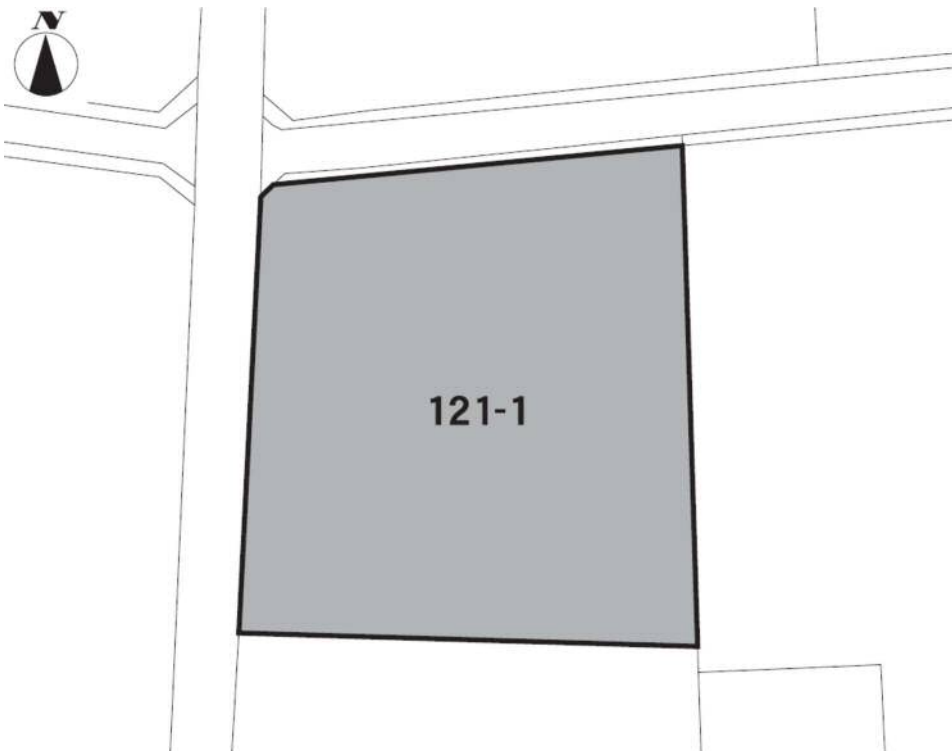
売却区分番号

さ不5

所在図



区画図



※図面と現況が異なる場合は現況を優先とさせていただきます。

売却区分番号

さ不5



物件明細書

売却区分番号	さ不6	見積価額	¥23,900,000
		公売保証金	¥2,390,000
財産の表示			
1	所在	さいたま市桜区大久保領家字片町	
	地番	170番7	
	地目	宅地	
	地積	249.02㎡	
2	所在	さいたま市桜区大久保領家字片町	
	地番	170番10	
	地目	宅地	
	地積	32.00㎡	
3	所在	さいたま市桜区大久保領家字片町	
	地番	172番1	
	地目	宅地	
	地積	189.20㎡	
4	所在	さいたま市桜区大久保領家字片町	
	地番	172番3	
	地目	公衆用道路	
	地積	5.72㎡	
5	所在	さいたま市桜区大字大久保領家字片町 170番地7、170番地10、172番地1、172番地3	
	家屋番号	170番7	
	種類	作業所 居宅	
	構造	鉄骨・木造スレート葺陸屋根2階建	
	床面積	1階 343.35㎡	
		2階 219.77㎡	
以上登記簿による表示			
物件の位置	JR埼京線「与野本町」駅から国際興業バス「天王前」バス停下車、徒歩4分		
公法上の規制	市街化区域 第二種中高層住居専用地域 指定建ぺい率 60% 指定容積率 200%		

	準防火地域 高度地区（15m） 景観誘導区域 日影規制（4h - 2.5h/4m）	
接道状況	西～北西側 幅員約4.0m 舗装市道にやや高で接面	
物件の概況	地 勢	ほぼ平坦地
	画地条件	西～北西側 間口 約30.2m 奥行 約15.0m～18.9m
	形 状	やや不整形地
使用状況等	<p>対象物件1、2、3 対象物件5の敷地として使用中。</p> <p>対象物件4 公衆用道路として使用中。</p> <p>対象物件5 所有者が店舗、作業所兼居宅として使用中。</p> <p>【建物の概要】 仕上げ： 屋根 スレート 外壁 ALC、サイディング 建築年月：昭和51年不詳（昭和62年不詳増築）</p>	
特記事項	上下水道整備済み、都市ガス無し。洗濯業の用に供する洗浄施設の届け出があり、土壌汚染されている蓋然性がある。現況の建物は、建ぺい率を上回っている。	
[注意事項]	<p>ア 公売財産の面積等は、公簿上によるものです。</p> <p>イ 境界は、隣接地所有者と協議すること。</p> <p>ウ 公売財産内の動産等の処理については、所有者と協議すること。</p>	

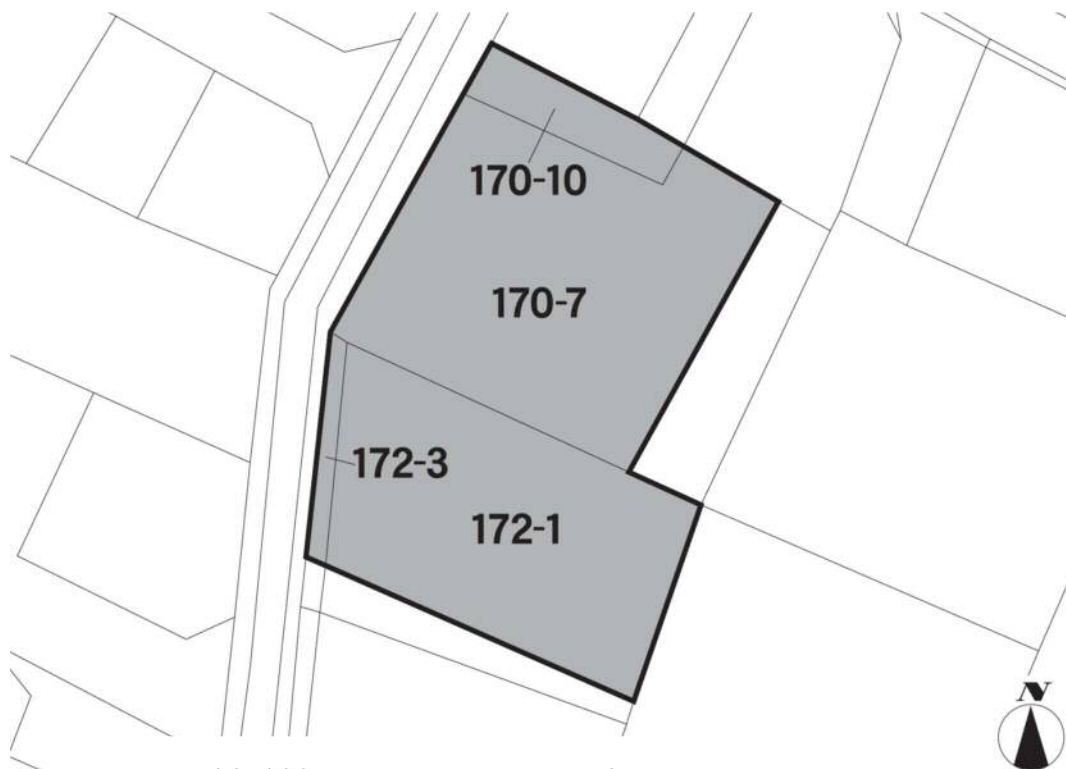
売却区分番号

さ不6

所在図



区画図



※図面と現況が異なる場合は現況を優先とさせていただきます。

売却区分番号

さ不6



物件明細書

売却区分番号	さ不7	見積価額	¥19,200,000
		公売保証金	¥1,920,000
財産の表示			
<p>1 所在地 さいたま市大宮区桜木町三丁目 地番 60番 地目 宅地 地積 125.35㎡</p>			
<p>2 所在地 さいたま市大宮区桜木町三丁目 地番 67番 地目 宅地 地積 54.41㎡</p>			
<p>3 所在地 さいたま市大宮区桜木町三丁目 60番地、67番地 家屋番号 60番 種類 居宅 構造 軽量鉄骨造スレート葺2階建 床面積 1階 51.18㎡ 2階 47.59㎡</p>			
以上登記簿による表示			
物件の位置	JR京浜東北線「大宮」駅下車、徒歩11分		
公法上の規制	市街化区域 第二種住居地域 基準建ぺい率 60% 基準容積率 160% 指定建ぺい率 60% 指定容積率 200% 準防火地域 高度地区(20m) 景観誘導区域		
接道状況	東側 幅員約3.8~4.0m 未舗装私道にやや高く接面(対象物件1、2の一部を含む。) 南~南西側 幅員約2.0~3.0m 未舗装私道にやや高く接面(対象物件1の一部を含む。) 北側 幅員約1.6~1.9m 未舗装基準法外道路にほぼ等高で接面(対象物件2の一部を含む。)		
物件の概況	地勢	ほぼ平坦地	

	<p>面地条件</p> <p>東側 間口 約12.3m 奥行 約3.3～10.4m 間口及び奥行は、対象物件1の南～南西側の私道部分、対象物件1、2の東側の私道部分、対象物件2の北側の通路部分を除いた、対象物件3の敷地部分について。</p>
	<p>形状</p> <p>やや不整形地</p>
使用状況等	<p>対象物件1、2</p> <p>対象物件3の敷地、未舗装私道及び通路として使用中。 私道部分、通路部分を除いた対象物件3の敷地部分は約117.20㎡（測量により求積値が変わる可能性あり。） 自転車3台の放置有り 電線の支柱1本有り</p> <p>対象物件3</p> <p>使用状況は不明。</p> <p>【建物の概要】</p> <p>建築年月：平成8年3月 仕上げ：基礎 コンクリート 主体 軽量鉄骨 屋根 スレート 外壁 ボード 建具 アルミサッシ外 施工者：積水ハウス株式会社</p>
特記事項	<p>上下水道、都市ガス整備済み。</p>
<p>[注意事項] ア 公売財産の面積等は、公簿上によるものです。 イ 境界は、隣接地所有者と協議すること。 ウ 公売財産内の動産等の処理については、所有者と協議すること。</p>	

売却区分番号

さ不7

所在図



区画図



※図面と現況が異なる場合は現況を優先とさせていただきます。

売却区分番号

さ不7



物件明細書

売却区分番号	さ不8	見積価額	¥5,700,000
		公売保証金	¥570,000
財産の表示			
1	所在地	さいたま市西区大字佐知川字後谷	
	地番	855番2	
	地目	田	
	地積	14㎡	
2	所在地	さいたま市西区大字佐知川字後谷	
	地番	856番4	
	地目	宅地	
	地積	112.80㎡	
3	所在地	さいたま市西区大字佐知川字後谷	
	地番	857番1	
	地目	公衆用道路	
	地積	70㎡	
	持分	30分の9	
4	所在地	さいたま市西区大字佐知川字後谷	
	地番	857番2	
	地目	宅地	
	地積	28.20㎡	
5	所在地	さいたま市西区大字佐知川字後谷 856番地4、857番地2	
	家屋番号	856番4	
	種類	居宅	
	構造	木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建	
	床面積	1階 63.35㎡	
		2階 26.49㎡	
以上登記簿による表示			
物件の位置	JR京浜東北線「大宮」駅から西武バス「市営住宅前」バス停下車、徒歩7分		
公法上の規制	市街化区域 第一種低層住居専用地域 基準建ぺい率 50% 基準容積率 100%		

	指定建ぺい率 50% 指定容積率 100% 準防火地域 絶対高さ10m 景観誘導区域	
接道状況	対象物件1、2、4 北西側 幅員約4.0m 未舗装私道（位置指定道路）にほぼ等高で接面 位置指定道路番号 昭和48年8月20日 第89号 対象物件3 北西側 幅員約3.6m 舗装市道に等高で接面	
物件の概況	地勢	対象物件1、2、4 平坦地 対象物件3 ほぼ平坦地
	画地条件	対象物件1、2、4 北西側 間口 約2.0m 奥行 約14.0～14.1m 対象物件3 北西側 間口 約2.0m 奥行 約35.4m
	形状	対象物件1、2、4 長方形地 対象物件3 長方形地
使用状況等	対象物件1、2、4 対象物件5の敷地として使用中。 南東側水路境の土止めが水路側に倒れている。 浄化槽の蓋が損傷している。外周フェンス、門等に損傷有り。 雑草が繁茂。庭木は剪定されておらず、北西側隣地、南西側隣地、北東側隣地、南東側水路に越境している。物置有り。 対象物件3 未舗装私道として使用中。 対象物件5 所有者が居宅として使用中。 【建物の概要】 建築年月：昭和50年5月 仕上げ：基礎 コンクリート 主体 木 屋根 亜鉛メッキ鋼板 外壁 ボード 天井 クロス 内壁 クロス、合板、その他 床 タイル、カーペット、その他 建具 アルミサッシ、木製、金属 その他：維持管理状態は相当に劣っている。 屋根に錆有り。外壁の一部に汚れ、損傷有り。 ベランダが損傷し使用不可。 外壁の一部に蔦が有る。内部全体が汚れ、損傷している。 家財、放置物等が、多量に1階の廊下、1階部屋、階段に	

	置かれているため、1階廊下、1階部屋、階段の歩行は困難。2階には多量の放置物無し。
特記事項	上水道整備済み。下水道引込可。都市ガス無し。 公売財産に残存している動産については、平成29年10月5日付け、「所有権放棄書」が所有者から提出されている。
[注意事項]	ア 公売財産の面積等は、公簿上によるものです。 イ 境界は、隣接地所有者と協議すること。 ウ 公売財産内の動産等の処理については、所有者と協議すること。

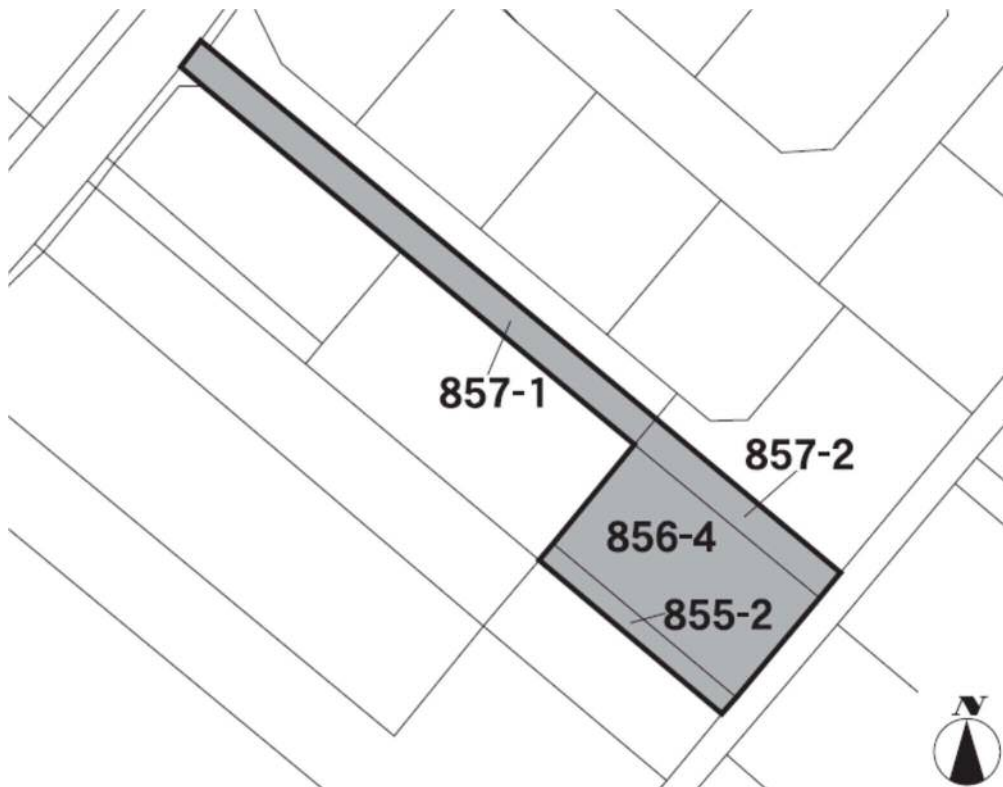
売却区分番号

さ不8

所在図



区画図



※図面と現況が異なる場合は現況を優先とさせていただきます。

売却区分番号

さ不8



物件明細書

売却区分番号	さ不9	見積価額	¥8,600,000
		公売保証金	¥860,000
財産の表示			
<p>1 所在地 さいたま市北区日進町二丁目 地番 1421番6 地目 宅地 地積 92.71㎡</p> <p>2 所在地 さいたま市北区日進町二丁目 1421番地6 家屋番号 1421番6 種類 居宅 構造 木造瓦葺2階建 床面積 1階 50.51㎡ 2階 32.29㎡</p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>			
物件の位置	JR川越線「日進」駅下車、徒歩9分		
公法上の規制	市街化区域 第一種中高層住居専用地域 基準建ぺい率 70% 基準容積率 200% 指定建ぺい率 60% 指定容積率 200% 高度地区(15m) 景観誘導区域		
接道状況	東側 幅員約6.1m 舗装市道に等高で接面 北側 幅員約4.0m 舗装市道に等高で接面		
物件の概況	地勢	平坦地	
	面地条件	東側 間口 約10.1m 奥行 約8.8~9.0m	
	形状	ほぼ長方形地	
使用状況等	対象物件1 対象物件2の敷地として使用中。角地。 対象物件2 所有者が居宅として使用中。 【建物の概要】 建築年月：昭和54年4月 仕上げ：屋根 瓦 主体 木 外壁 モルタル		
特記事項	上下水道、都市ガス整備済み。		
[注意事項] ア 公売財産の面積等は、公簿上によるものです。 イ 境界は、隣接地所有者と協議すること。 ウ 公売財産内の動産等の処理については、所有者と協議すること。			

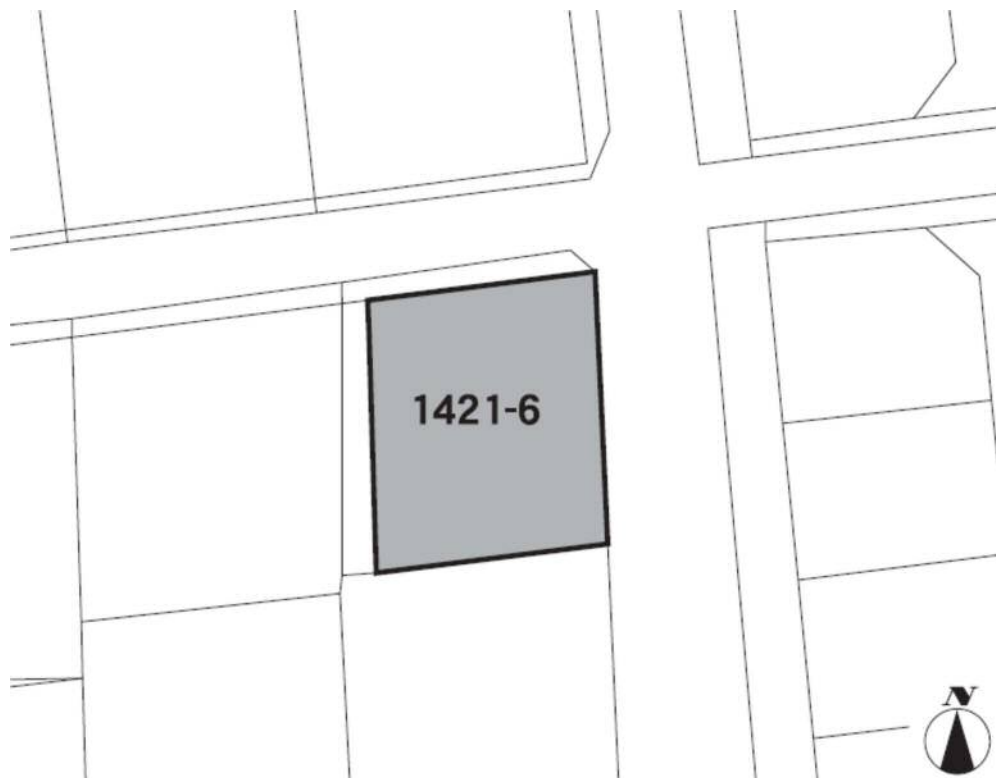
売却区分番号

さ不9

所在図



区画図



※図面と現況が異なる場合は現況を優先とさせていただきます。

売却区分番号

さ不9



物件明細書

売却区分番号	さ不10	見積価額	¥6,900,000
		公売保証金	¥690,000
財産の表示			
1 (一棟の建物の表示)			
所 在	さいたま市見沼区春野三丁目 1580番地180		
建物の名称	プロムナード大宮春野壱番館		
構 造	鉄筋コンクリート造陸屋根8階建		
床 面 積	1階	832.28㎡	
	2階	856.49㎡	
	3階	856.49㎡	
	4階	856.49㎡	
	5階	856.49㎡	
	6階	856.49㎡	
	7階	856.49㎡	
	8階	856.49㎡	
(敷地権の目的である土地の表示)			
土地の符号	1		
所在及び地番	さいたま市見沼区春野三丁目1580番180		
地 目	宅地		
地 積	17188.67㎡		
(専有部分の建物の表示)			
家屋番号	春野三丁目 1580番180の45		
建物の名称	1-601		
種 類	居宅		
構 造	鉄筋コンクリート造1階建		
床 面 積	6階部分	82.88㎡	
(敷地権の表示)			
土地の符号	1		
敷地権の種類	所有権		

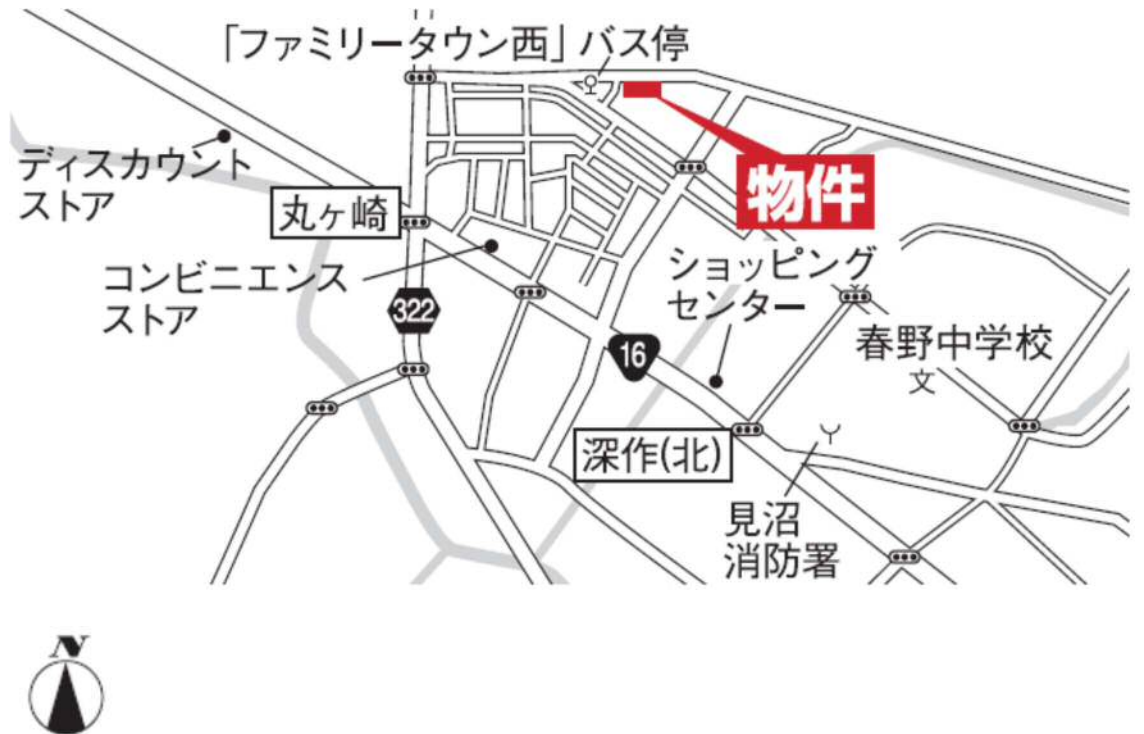
敷地権の割合	158万8452分の8580	
2 所 在	さいたま市見沼区春野三丁目	
地 番	2590番4	
地 目	宅地	
地 積	2848.85㎡	
持 分	400分の1	
3 所 在	さいたま市見沼区春野三丁目 2590番地4	
家屋番号	2590番4	
種 類	集会所	
構 造	鉄骨造瓦葺平家建	
床面積	318.00㎡	
持 分	400分の1	
以上登記簿による表示		
物件の位置	JR東北本線「東大宮」駅から国際興業バス「ファミリータウン西」バス停下車、徒歩2分	
公法上の規制	市街化区域 第二種中高層住居専用地域 基準建ぺい率 70% 基準容積率 200% 指定建ぺい率 60% 指定容積率 200% 高度地区(15m) 日影規制(4h-2.5h/4m) 景観誘導区域 建築基準法22条区域 地区計画：ファミリータウン東大宮地区 地区整備計画(地区区分)：地区整備計画区域内(C地区)	
接道状況	南西側 幅員約15.0m 舗装市道に等高で接面 南東側 幅員約12.0m 舗装市道に等高で接面 北側 幅員約 5.6m 舗装市道に等高で接面 北西側 幅員約 6.0m 舗装市道に等高で接面 (対象物件1の敷地権部分について。)	
物件の概況	地 勢	平坦地(対象物件1の敷地権部分について。)
	画地条件	南西側 間口約150.0m 奥行約116.0m (対象物件1の敷地権部分について。)
	形 状	概ね台形地(対象物件1の敷地権部分について。)
使用状況等	対象物件1 8階建てマンションの6階601号室。角部屋。 第三者が居宅として使用中。使用権原は不明。	

	<p>【マンションの概要】</p> <p>総戸数：71戸 開口部：東方及び南方 間取り：4LDK（推定） 施行会社：三井プレコン株式会社 売主：埼玉県住宅供給公社 管理会社：大和ライフネクスト株式会社 建築年月：平成5年7月 設備：エレベーター1基 駐車場有り 駐輪場有り AED有り 管理費：月額8,000円 修繕積立金：月額10,600円 全体修繕積立金：月額1,000円 コミュニティーセンター管理費：月額700円 コミュニティーセンター修繕積立金：月額300円 駐車場使用料：月額3,000円 平成29年11月21日現在、管理費等未納430,637円有り。 未納管理費等は、買受人に承継される。</p> <p>対象物件2、3 マンションの集会所として使用されている。 対象物件1の所有者の共有持分。 名称：プロムナード大宮春野コミュニティーセンター 建築年月：平成5年7月</p>
<p>特記事項</p>	<p>上下水道、都市ガス整備済み。 対象物件1に買戻特約登記有り。買戻特約登記は本公売手続では抹消しない。ただし、買戻しの期間は経過しており、買戻権者からは、買戻特約登記の抹消登記手続について買受人からの抹消希望に協力する旨の申出がある。</p>
<p>[注意事項] ア 公売財産の面積等は、公簿上によるものです。 イ 公売財産内の動産等の処理については、所有者と協議すること。</p>	

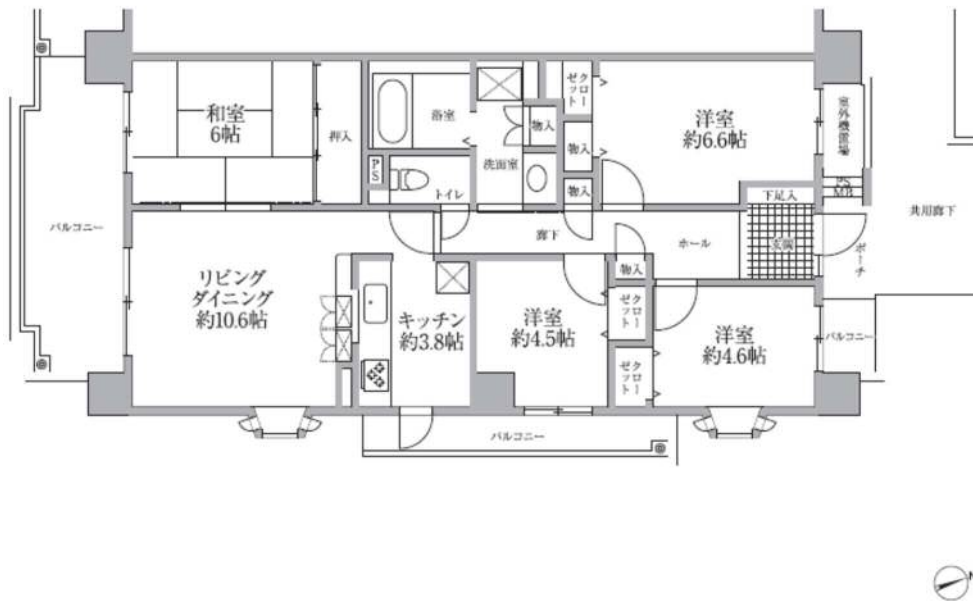
売却区分番号

さ不10

所在図



間取り図



※図面と現況が異なる場合は現況を優先とします。

売却区分番号

さ不10



物件明細書

売却区分番号	さ不11	見積価額	¥8,300,000
		公売保証金	¥830,000
<p>財産の表示</p> <p>1 所在 さいたま市岩槻区大字馬込字式番 地番 374番20 地目 宅地 地積 135.53㎡</p> <p>2 所在 さいたま市岩槻区大字馬込字式番 374番地20 家屋番号 374番20の2 種類 居宅 構造 木造スレートぶき2階建 床面積 1階 65.34㎡ 2階 51.41㎡</p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>			
物件の位置	JR東北本線「蓮田」駅下車、徒歩29分 JR東北本線「蓮田」駅から国際興業バス「下馬込」バス停下車、徒歩6分		
公法上の規制	市街化調整区域 基準建ぺい率 60% 基準容積率 160% 指定建ぺい率 60% 指定容積率 200% 景観保全区域		
接道状況	南西側 幅員約3.0m 未舗装私道（位置指定道路）にほぼ等高で接面 位置指定道路番号 昭和40年8月19日 第155号 接面する未舗装私道は幅員4.0mで位置指定を受けているが、現況幅員は約3.0mである。		
物件の概況	地勢	平坦地	
	画地条件	南西側 間口 約2.0m 奥行 約16.0m	
	形状	ほぼ正方形地	
使用状況等	対象物件1 対象物件2の敷地として使用中。物置有り。電柱有り。 対象物件1を底地番とする滅失登記未了と推定される次の建物の登記が確認されている。 所在 さいたま市岩槻区大字馬込字式番 374番地20 家屋番号 374番20		

	<p>種 類 居宅 構 造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 床 面 積 1階 43.88㎡ 2階 29.81㎡</p> <p>対象物件2 所有者が居宅として使用中。</p> <p>【建物の概要】 建築年月：平成21年（推定） 仕上げ：屋根 スレート 外壁 サイディング 施工者：株式会社アイダ設計</p>
<p>特記事項</p>	<p>上水道整備済み。下水道、都市ガス無し。</p> <p>対象物件1が接面する未舗装私道の現況幅員は約3.0mである。幅員4.0m建築基準法第42条1項5号の指定を受けた道路で現況幅員が4m未満の場合には、建築基準法第42条2項道路には該当しない。また、同法第43条但し書き等の救済措置もないため、当該道路をもって接道義務を充足するのには、指定を受けた幅員（4.0m）に復元できなければ、建物の再建築は困難である。</p> <p>接面する未舗装私道の所有者より、賃料又は使用料は発生していないことを口頭で確認している。</p>
<p>[注意事項] ア 公売財産の面積等は、公簿上によるものです。 イ 境界は、隣接地所有者と協議すること。 ウ 公売財産内の動産等の処理については、所有者と協議すること。</p>	

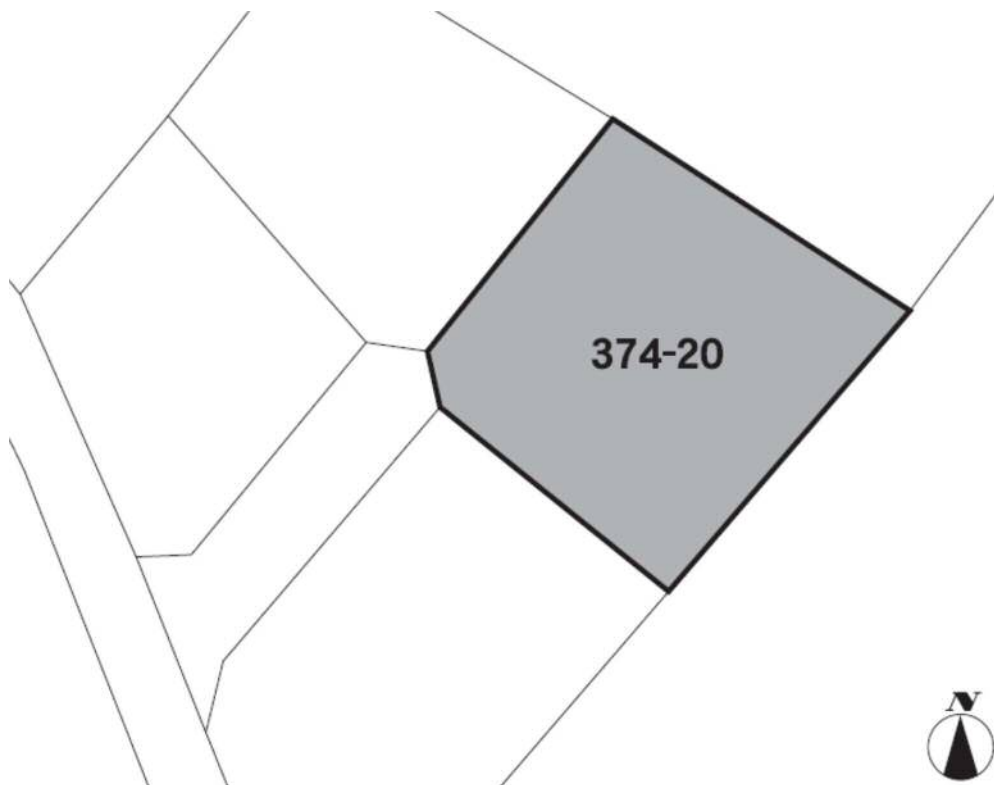
売却区分番号

さ不11

所在図



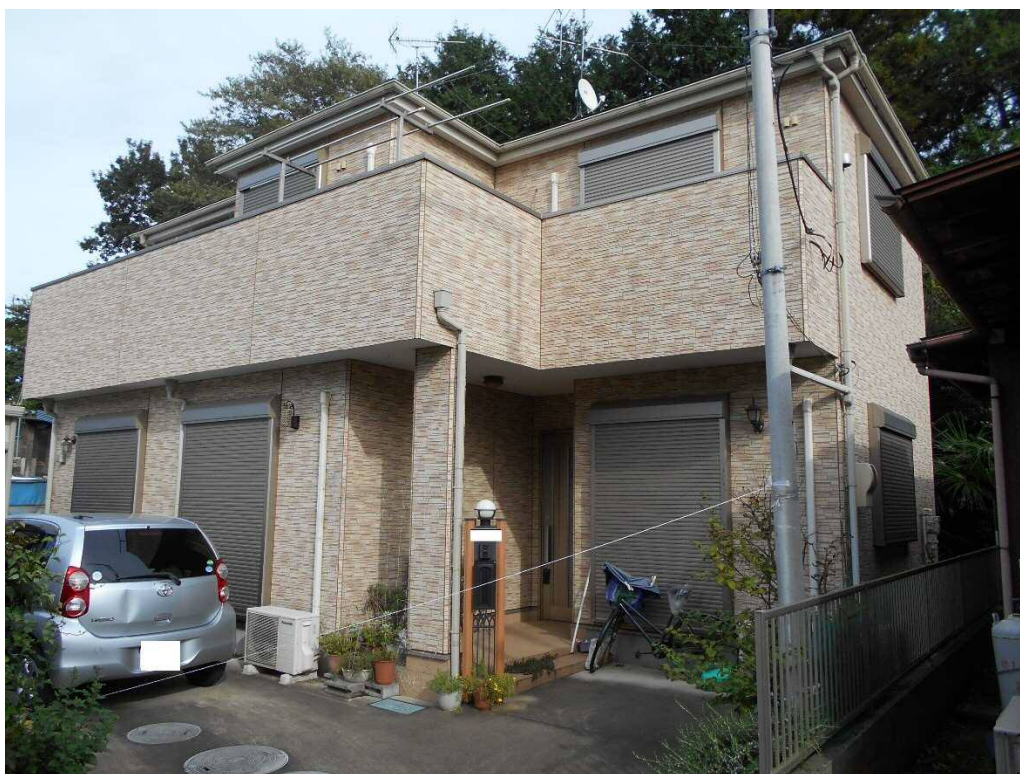
区画図



※図面と現況が異なる場合は現況を優先とさせていただきます。

売却区分番号

さ不11



物件明細書

売却区分番号	さ不12	見積価額	¥3,600,000
		公売保証金	¥360,000
財産の表示			
<p>1 所在地 さいたま市見沼区堀崎町 地番 200番4 地目 宅地 地積 87.34㎡</p> <p>2 所在地 さいたま市見沼区堀崎町 200番地4 家屋番号 200番4 種類 店舗 居宅 構造 木造亜鉛メッキ鋼板葺2階建 床面積 1階 38.09㎡ 2階 36.43㎡</p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>			
物件の位置	東武野田線「大和田」駅下車、徒歩13分		
公法上の規制	市街化区域 第一種中高層住居専用地域 基準建ぺい率 70% 基準容積率 200% 指定建ぺい率 60% 指定容積率 200% 準防火地域 日影規制(4h-2.5h/4m) 高度地区(15m) 景観誘導区域		
接道状況	西側 幅員約8.0m 舗装市道に等高で接面 東側 幅員約2.4m 未舗装市道に等高で接面		
物件の概況	地勢	平坦地	
	画地条件	西側 間口 約18.3m 最深奥行 約7.2m	
	形状	南北に長い台形地	
使用状況等	対象物件1 対象物件2の敷地として使用中。 北側に電柱2本有り(使用料等の契約は不明)。 北側に立て看板有り。北側にカーポート状の鉄製の骨組み有り。 自動販売機有り。 【自動販売機設置による商品販売契約の概要】 対象物件1の共有者(以下、「甲」とする。)から提出された平成25年10月1日付けの契約書によると、契約の概要は次のとおりである。 ○ 設置者		

	<p>埼玉県入間郡三芳町北永井439-7 株式会社 滝沢商会（以下、「乙」とする。）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 電力負担 甲（契約書余白に、「毎月電気代と致しまして¥5,000円—お支払いいたします。」との記載あり。） ○ 販売価格 メーカー小売希望価格（又は特別販売価格100円）。 ○ 販売手数料 売上金額に対して12%。月末〆切の上、乙の側で計算を行う。 支払いは翌月20日頃に乙より甲の指定口座に振り込むものとし、振込手数料は甲で負担とする。 ○ 契約存続期間 3ヶ年。但し期間満了2ヶ月前迄に、甲又は乙のいずれか一方から書面による意思表示がない場合、同一内容で更に1ヶ年間自動延長するものとし、以後も同様とする。 <p>対象物件2 所有者が店舗兼居宅として使用中。</p> <p>【建物の概要】 建築年月：昭和57年1月 1階東側部分に未登記の増築あり。増築部分の床面積は5.87㎡。</p>
特記事項	<p>上下水道整備済み、都市ガス引込可。 対象物件1の東側市道は建築基準法第42条2項道路のため、セットバックを要する。セットバック面積は約15.3㎡。</p>
[注意事項]	<p>ア 公売財産の面積等は、公簿上によるものです。 イ 境界は、隣接地所有者と協議すること。 ウ 公売財産内の動産等の処理については、所有者と協議すること。</p>

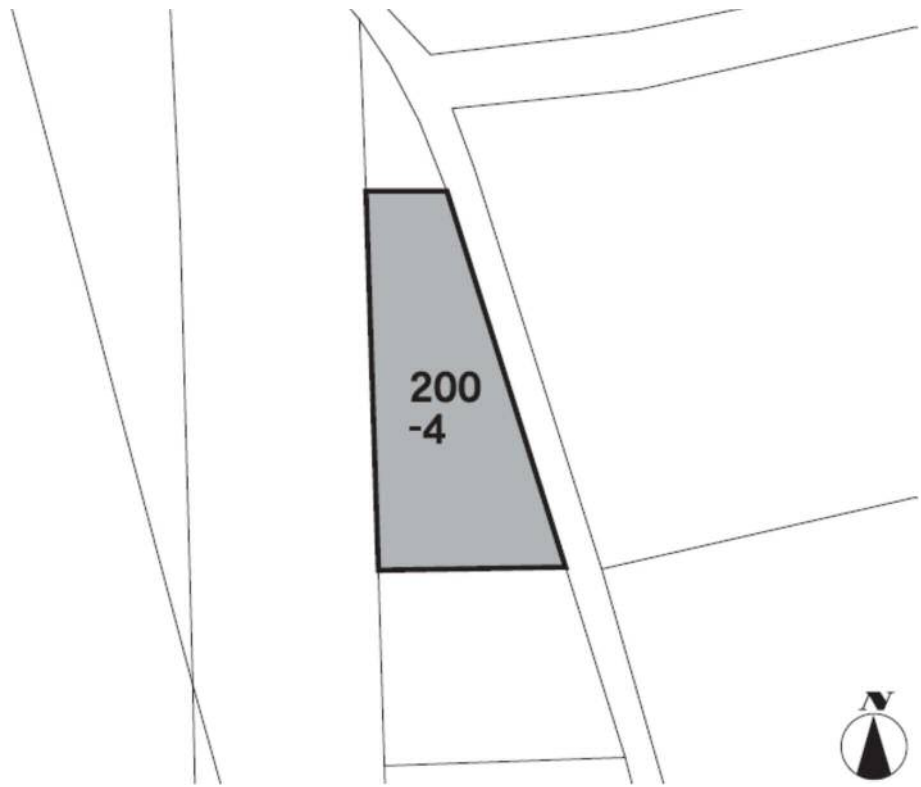
売却区分番号

さ不12

所在図



区画図



※図面と現況が異なる場合は現況を優先とさせていただきます。

売却区分番号

さ不12



物件明細書

売却区分番号	さ不13	見積価額	¥10,400,000
		公売保証金	¥1,040,000
財産の表示			
1	所在地	さいたま市岩槻区府内四丁目 地番 1840番5 地目 宅地 地積 189.40㎡	
2	所在地	さいたま市岩槻区府内四丁目 地番 1840番7 地目 宅地 地積 21.67㎡	
3	所在地	さいたま市岩槻区府内四丁目 1840番地5、1840番地7 家屋番号 1840番5 種類 居宅 構造 木造かわらぶき2階建 床面積 1階 84.25㎡ 2階 33.12㎡	
以上登記簿による表示			
物件の位置	東武野田線「岩槻」駅から朝日バス「富士見町」バス停下車、徒歩2分		
公法上の規制	市街化区域 第一種低層住居専用地域 基準建ぺい率 50% 基準容積率 80% 指定建ぺい率 50% 指定容積率 80% 絶対高さ10m 景観誘導区域		
接道状況	北西側 幅員約6.7m 舗装市道に等高で接面		
物件の概況	地勢	ほぼ平坦地	
	画地条件	北西側 間口 約16.5m 奥行 約13.0m	
	形状	ほぼ長方形地	
使用状況等	対象物件1、2 対象物件3の敷地として使用中。放置物有り。井戸有り。 対象物件3 所有者が居宅として使用中。 【建物の概要】 建築年月：平成7年月不詳		

	仕上げ：屋根 瓦 外壁 モルタル塗、金属板吹付
特記事項	上下水道整備済み、都市ガス引込済み。 (所有者からはプロパンガスを使用していると口頭で確認している。)
[注意事項]	ア 公売財産の面積等は、公簿上によるものです。 イ 境界は、隣接地所有者と協議すること。 ウ 公売財産内の動産等の処理については、所有者と協議すること。

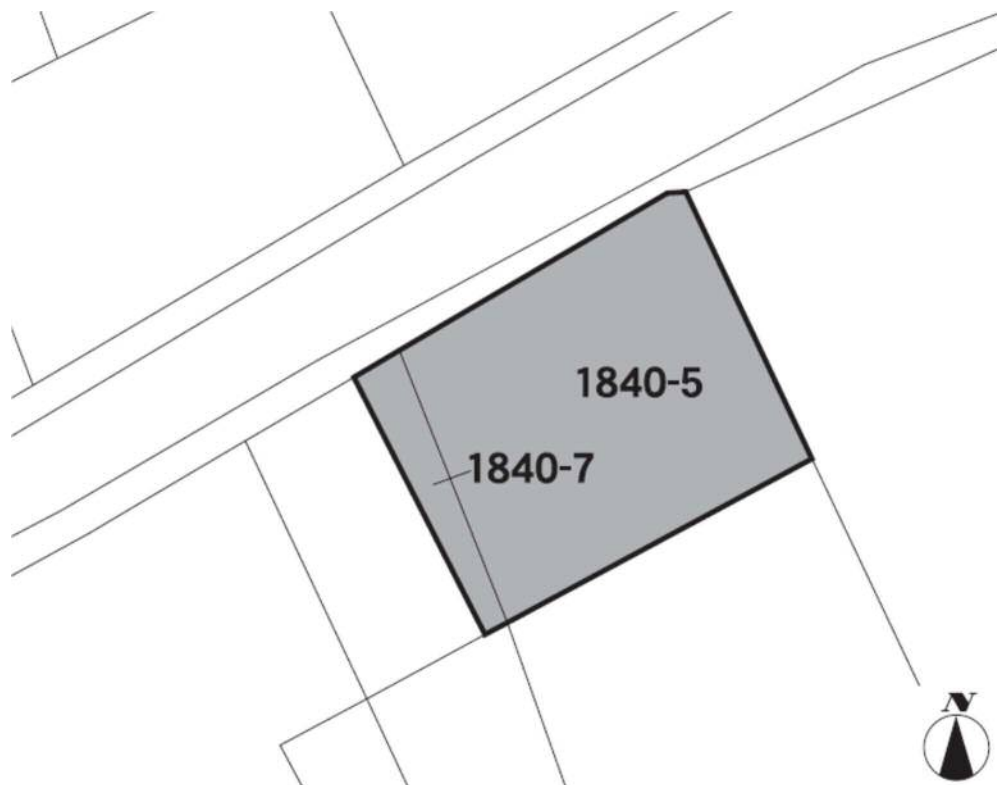
売却区分番号

さ不13

所在図



区画図



※図面と現況が異なる場合は現況を優先とさせていただきます。

売却区分番号

さ不13



物件明細書

売却区分番号	さ不14	見積価額	¥8,800,000
		公売保証金	¥880,000
財産の表示			
<p>1 所 在 さいたま市岩槻区上野六丁目 地 番 10番12 地 目 宅地 地 積 109.16㎡</p>			
<p>2 所 在 さいたま市岩槻区上野六丁目 10番地12 家屋番号 10番12 種 類 居宅 構 造 木造セメント瓦葺2階建 床面積 1階 53.82㎡ 2階 47.20㎡</p>			
以上登記簿による表示			
物件の位置	東武野田線「岩槻」駅から朝日バス「上野」バス停下車、徒歩3分		
公法上の規制	市街化区域 準工業地域 指定建ぺい率 60% 指定容積率 200% 景観誘導区域 埋蔵文化財包蔵地（上野六丁目遺跡 平成15年試掘調査済み）		
接道状況	西側 幅員約4.0m 舗装市道にやや高～約0.4m高に接面		
物件の概況	地 勢	ほぼ平坦地 一部段差有り	
	面地条件	西側 間口 約8.5m 奥行 約12.8m	
	形 状	長方形地	
使用状況等	対象物件1 対象物件2の敷地として使用中 対象物件2 本人が居宅として使用中 【建物の概要】 建築年月：平成16年6月 仕上げ：基礎 コンクリート 主体 木造 屋根 セメント瓦 外壁 モルタル 天井 クロス、合板 内壁 クロス 床 フローリング 畳 タイル		

	設 計：有限会社サトウ設計 施工者：株式会社永大
特記事項	上下水道整備、都市ガス整備済み。
[注意事項]	ア 公売財産の面積等は、公簿上によるものです。 イ 境界は、隣接地所有者と協議すること。 ウ 公売財産内の動産等の処理については、所有者と協議すること。

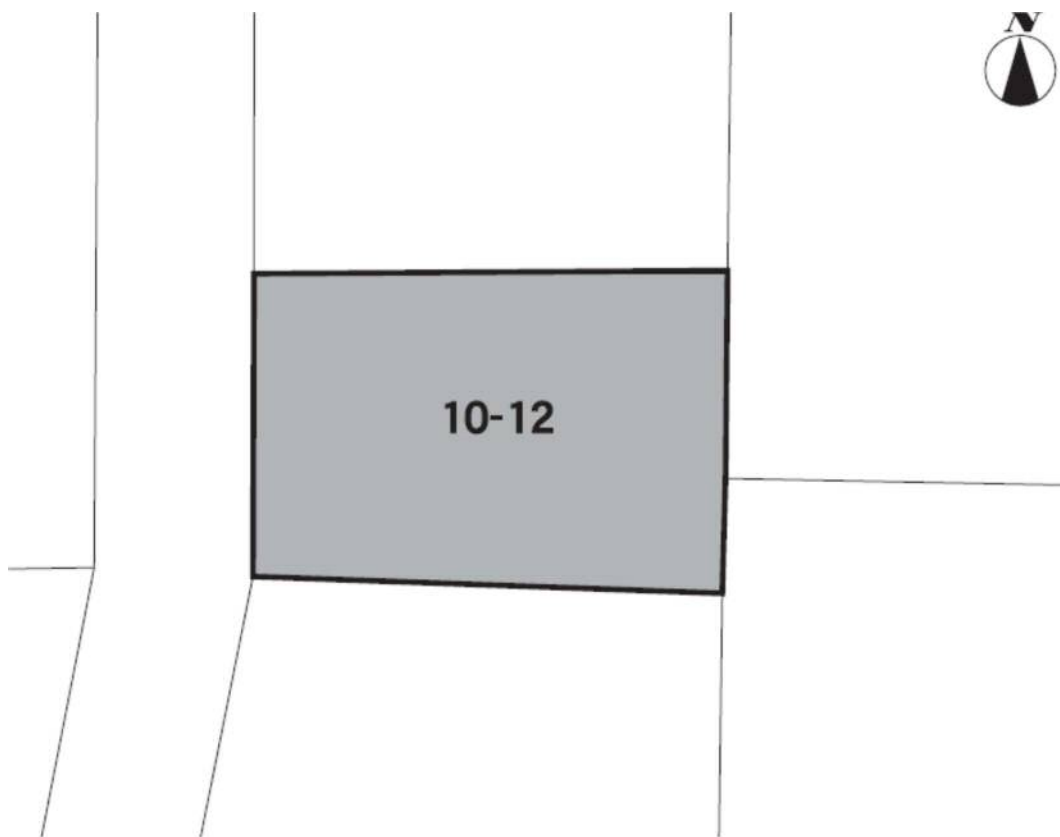
売却区分番号

さ不14

所在図



区画図



売却区分番号

さ不14



物件明細書

売却区分番号	さ不15	見積価額	¥8,600,000
		公売保証金	¥860,000
財産の表示			
<p>1 所在地 さいたま市岩槻区美幸町 地番 6340番2 地目 宅地 地積 198.38㎡</p> <p>2 所在地 さいたま市岩槻区美幸町 6340番地2 家屋番号 6340番2 種類 共同住宅 構造 木造セメント瓦葺2階建 床面積 1階 69.56㎡ 2階 69.56㎡</p> <p style="text-align: right;">以上登記簿による表示</p>			
物件の位置	東武野田線「岩槻」駅下車、徒歩18分		
公法上の規制	市街化区域 第一種住居地域 指定建ぺい率 60% 指定容積率 200% 準防火地域 高度地区(15m) 日影規制4h-2.5h(4m) 景観誘導区域 都市計画道路 岩槻蓮田線が対象地東側を縦貫する。		
接道状況	北東側 幅員約4.8m 舗装市道に等高で接面。		
物件の概況	地勢	平坦地	
	面地条件	北東側 間口 約10.9m 奥行 約18.2m	
	形状	長方形地	
使用状況等	対象物件1 対象物件2の敷地として使用中。放置物有り。自動車1台駐車。 井戸有り。 対象物件2 賃貸物件として使用中。総戸数4戸。2室使用中(102号室、201号室)であり、201号室分は賃貸借契約有り。102号室分は平成19年10月19日の更新が最後で、その後更新されていない。201号室の賃貸借契約によると、賃料42,000円、P3,000円 敷金42,000円 間取り 36㎡(和6 和6 DK バストイレ) 賃貸借契約期間は平成28年7月12日から平成30年7月11日。 【建物の概要】		

	<p>建築年月：昭和51年8月</p> <p>仕上げ：屋根 セメント瓦 外壁 カラー鉄板</p>
特記事項	<p>上下水道整備済み、都市ガス引込可。</p> <p>建築基準法上第42条2項道路に該当し、約2.2㎡の道路後退を要する。南東側・舗装水路（暗渠）・幅員約3.6m等高に接面している部分は建築基準法上の道路ではない。</p>
[注意事項]	<p>ア 公売財産の面積等は、公簿上によるものです。</p> <p>イ 境界は、隣接地所有者と協議すること。</p> <p>ウ 公売財産内の動産等の処理については、所有者と協議すること。</p>

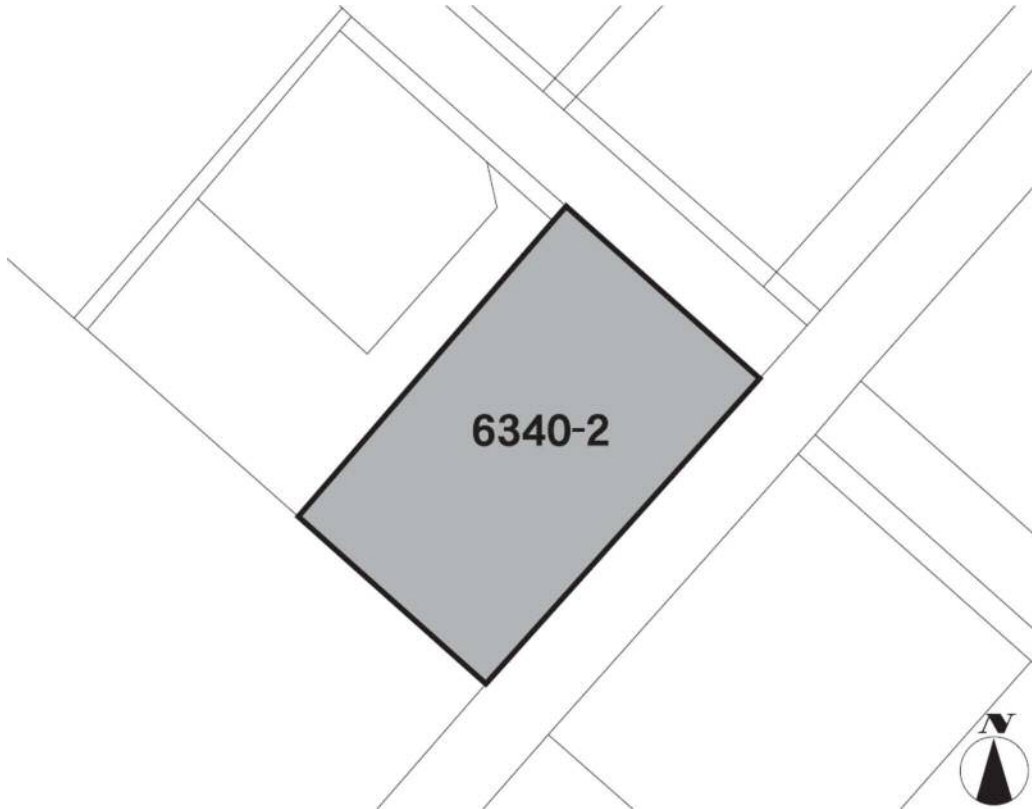
売却区分番号

さ不15

所在図



区画図



※図面と現況が異なる場合は現況を優先とさせていただきます。

売却区分番号

さ不15



物件明細書

売却区分番号	さ不16	見積価額	¥36,700,000
		公売保証金	¥3,670,000
財産の表示 1 所 在 さいたま市岩槻区美園東一丁目 地 番 28番26 地 目 宅地 地 積 308.15㎡ <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">以上登記簿による表示</div>			
物件の位置	埼玉高速鉄道線「浦和美園」駅下車、徒歩16分		
公法上の規制	市街化区域 準住居地域 建ぺい率 60% 容積率 200% 準防火地域 地区計画区域（岩槻南部親和西地区） 地区整備計画区域（A地区） 景観誘導区域		
接道状況	南東側 幅員約38.0m 舗装国道に等高～やや高で接面。		
物件の概況	地 勢	平坦地	
	画地条件	南東側 間口 約15.94m 奥行 約19.14m～19.55m	
	形 状	ほぼ長方形地	
使用状況等	対象物件1 雑草が茂る空き地		
特記事項	上下水道引込済み、都市ガス引込可（水道管管理図等によると引込されているが、現地での水道メーター等の確認されていない）。地盤はやや弱（さいたま市地図情報液状化危険度：高い）		
[注意事項] ア 公売財産の面積等は、公簿上によるものです。 イ 境界は、隣接地所有者と協議すること。 ウ 公売財産内の動産等の処理については、所有者と協議すること。			

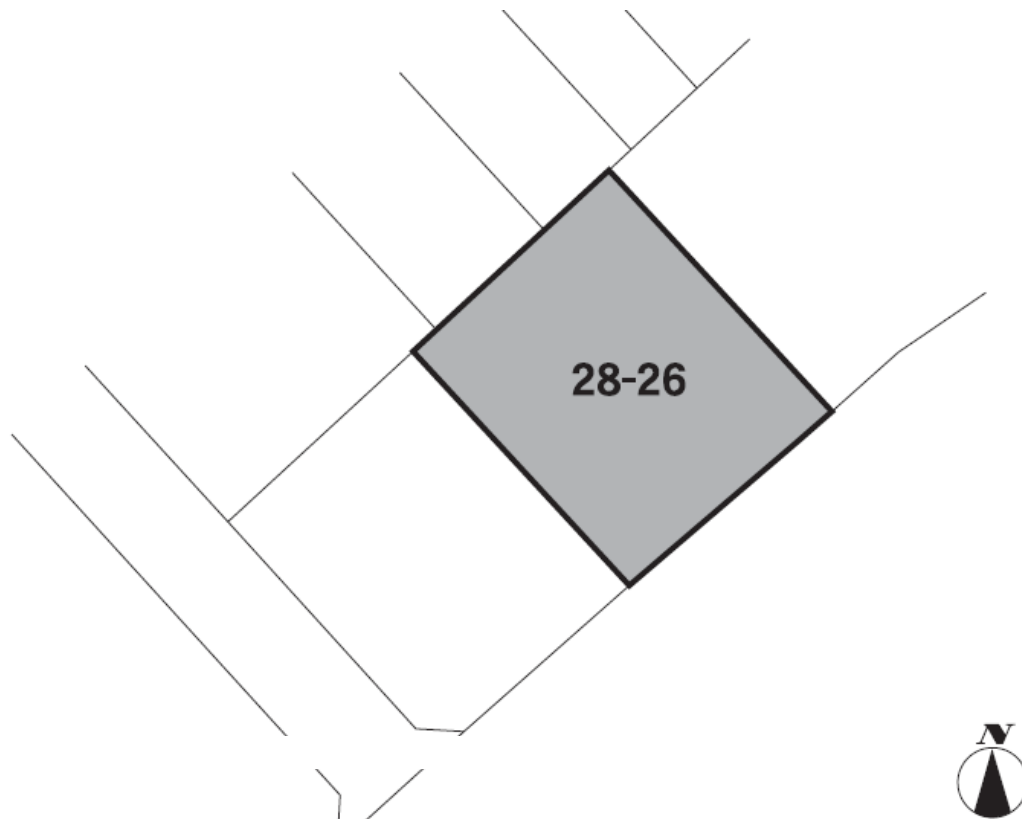
売却区分番号

さ不16

所在図



区画図



※図面と現況が異なる場合は現況を優先とさせていただきます。

売却区分番号

さ不16



物件明細書

売却区分番号	岩不1	見積価額	¥2,100,000
		公売保証金	¥210,000
財産の表示			
1 (一棟の建物の表示)			
所 在	さいたま市岩槻区並木一丁目 2977番地2、420番地1		
建物の名称	岩槻スカイハイツ		
構 造	鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート造陸屋根11階建		
床 面 積	1階	3558.02㎡	
	2階	3272.00㎡	
	3階	3272.00㎡	
	4階	3272.00㎡	
	5階	3203.00㎡	
	6階	3138.60㎡	
	7階	3138.60㎡	
	8階	2421.00㎡	
	9階	2163.40㎡	
	10階	2091.40㎡	
	11階	615.60㎡	
(敷地権の目的である土地の表示)			
土地の符号	1		
所在及び地番	さいたま市岩槻区並木一丁目2977番2		
地 目	宅地		
地 積	5317.94㎡		
土地の符号	2		
所在及び地番	さいたま市岩槻区並木一丁目420番1		
地 目	宅地		
地 積	7230.52㎡		
土地の符号	3		
所在及び地番	さいたま市岩槻区並木一丁目420番7		
地 目	宅地		
地 積	644.41㎡		
土地の符号	4		

所在及び地番	さいたま市岩槻区並木一丁目420番8	
地目	宅地	
地積	2313.52㎡	
土地の符号	5	
所在及び地番	さいたま市岩槻区並木一丁目420番9	
地目	宅地	
地積	52.01㎡	
(専有部分の建物の表示)		
家屋番号	並木一丁目 2977番2の405	
建物の名称	405	
種類	居宅	
構造	鉄骨鉄筋コンクリート造1階建	
床面積	4階部分 62.76㎡	
(敷地権の表示)		
土地の符号	1・2・3・4・5	
敷地権の種類	所有権	
敷地権の割合	10万分の230	
以上登記簿による表示		
物件の位置	東武野田線「岩槻」駅下車、徒歩17分	
公法上の規制	市街化区域 第一種住居地域 建ぺい率 60% 容積率 200% 高度地区(15m) 景観誘導区域	
接道状況	東側 幅員約7.5~7.6m 舗装市道にやや高~2.3m 低で接面。 北側 幅員約6.0m やや低で接面(水路隔てて)。	
物件の概況	地勢	平坦地、一部段差約2.3m~5m低
	画地条件	東側 間口 約30.9m 奥行 約56.0m 一部、高圧線下地、一部遊水地
	形状	やや不整形地
使用状況等	対象物件1 11階建てマンションの4階405号室。 所有者が居宅として使用中。	

	<p>【マンションの概要】</p> <p>開口部：南方</p> <p>間取り：3LDK（推定）</p> <p>施行会社：株式会社長谷川コーポレーション</p> <p>管理会社：株式会社長谷川コミュニティ北関東支店</p> <p>建築年月：昭和57年7月</p> <p>使用資材：主体 鉄骨鉄筋コンクリート・鉄筋コンクリート 外壁 モルタル 屋根 陸屋根</p> <p>設備：エレベーター(850kg 13名)、駐車場、駐輪場有り</p> <p>その他：対象不動産の南側に高压電線有り 東武野田線に近接、踏切の警報音有り 駐車場の契約無し 専用外来コインパーキング10台分有り</p> <p>管理費：月額8,470円</p> <p>修繕積立金：月額11,550円</p> <p>平成29年11月末日現在、管理費等未納2,158,279円有り。未納管理費等は、買受人に承継される。</p>
特記事項	上下水道、都市ガス整備済み。
	<p>[注意事項] ア 公売財産の面積等は、公簿上によるものです。</p> <p>イ 境界は、隣接地所有者と協議すること。</p>

売却区分番号

岩不1

所在図



間取り図



※図面と現況が異なる場合は現況を優先とさせていただきます。

売却区分番号

岩不 1



この公売広報は229部作成し、1部当たりの印刷経費は、137円（概算）です。